

# 有機農業推進のための各種施策について

---

令和4年11月18日

東北農政局生産技術環境課

飛鳥 武昭

**～はじめに～**

**(近年の推進方策の検討経過等)**

# 有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

- 新たな方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

## 基本的な事項

- **有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。**
  - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
  - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- **有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。**
  - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
  - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

## 推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように**見通し**。
  - <国内の有機食品の需要>  
1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017）→ **3,280億円（2030）**
  - <有機食品の輸出額>  
17.5億円（2017）→ **210億円（2030）**
- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。
  - 【有機農業の取組面積】  
23.5千ha（2017）→ **63千ha（2030）**
  - 【有機農業者数】  
11.8千人（2009）→ **36千人（2030）**
  - 【有機食品の国産シェア】  
60%（2017）→ **84%（2030）**
  - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】  
17.5%（2017）→ **25%（2030）**

## 推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※青太字は今次基本方針にて追加された施策

➢ **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等**

➢ **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等**

➢ **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等**

➢ **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起等**

➢ **技術開発・調査**：**雑草対策、育種等**、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信等**

## 中間評価及び見直し

- 10年後（**2030年**）を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

# 意見交換の開催概要

- **食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の策定に向けて、令和2年12月、農林水産省に、農林水産大臣を本部長とする「みどりの食料システム戦略本部」を設置し、「策定に当たったの考え方」を了承・公表。**
- **令和3年3月の中間取りまとめ、5月の策定に向け、本戦略に盛り込む2050年に目指す数値目標や具体的な取組を検討するに当たって、令和2年1月以降、新技術の活用や有機栽培などに意欲的に取り組む生産者、関係団体、事業者等の幅広い関係者と意見交換を実施。**

令和2年11月20日  
第3回検討会

## 佐藤 拓郎氏 アグリーンハート代表取締役 持続可能な地域づくりと農業に向けたアグリーンハートの取組の実情と課題

1981年、黒石市の農家の6代目として生まれる。農作業をしながら、TVリポーター、楽曲制作、ライブ演奏、講演活動続ける農音楽家。  
2017年、「農業をもっと楽しむ！」をテーマに株式会社アグリーンハートを立ち上げ、自然栽培(無肥料・無農薬)での高付加価値生産と、最先端のスマート技術を取り入れた低コスト大量生産の両立を実践中。(平地で51ha+中山間地(自然栽培)で9ha)4月には都内に直営店もオープンさせたマルチ農家。法人化から3年で年商3倍を実現し、年商1億円を達成。座右の名は『大地に感謝して自分を耕す』



### <ご講演概要>

- スマート農業の課題として、省力化と生産性向上が両立する技術は地域により異なるため、**地域環境に合った技術の推進が必要**。黒石市の場合は圃場が比較的小さいため、ロボットトラクターやリモート入排水装置は費用対効果がそれほど高くないが、ドローン播種は移動・洗浄コストがかからず、大きな効果を発揮している。
- 少ないリスクで「楽しんで稼ぎたい」のは、農家が一番望んでいることであり、兼業農家でも導入できる**モデルと技術が必要**。GPS 基地局は半径数 km を網羅するものであり、設置費用が高額であることから、個人ではなく、行政が設置すべき。
- 有機栽培により、農産物を高付加価値化することで、作業効率が低くても採算ベースに乗せることができ、障害者雇用を可能にする。
- 川から取水して苗代で育苗すると、ミネラル、ケイ酸を取り込めるので、無肥料でも苗が作れるが、ハウス育苗だと地下水を使用するので、無肥料では苗が貧弱になるので難しい。
- グローバル GAP 認証を取得し「安心・安全」が当たり前になったことで、次なる目標として「**どれだけ地球環境に優しい農業を実践しているか**」が強みになると考えるようになった。
- 国内の有機市場は、**まだまだ伸びる余地がある**。有機農業は、地域の特性が味になりやすく、おいしさに独創性ができるため、付加価値化しやすく地域として生き延びる手段にもなる。アグリーンハートとしては、スマート技術を活用して有機農業で稼げることを証明したい。

# 意見交換で出された主な意見

論点	主な意見
総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本戦略の方向性は賛成。次の世代が農林水産業に取り組む環境を少しでも良くしたい。</li> <li>○本戦略は我々の認識や方向性と一致しており、共に取り組んでまいりたい。</li> <li>○環境に優しい農業は、今後必ず求められる。将来に向けて、環境に良い農業を残すことは必要。</li> <li>○機械が大型化し、化石燃料の消費も多くなる中、持続可能な農業や暮らしを考えた中では、<b>待ったなしの政策、戦略</b>である。</li> <li>○世界の潮流や世界規模の気候変動を鑑みると、本戦略に基づいた取組は非常に重要。確実に担い手は減少していくことを考えると、生産性の向上と持続性の確保はどちらも大事。</li> <li>○本戦略が、調達、生産、加工・流通、消費を一つの輪としてとらえることに非常に可能性を感じる。</li> <li>○<b>日本の有機農産物は外国でも需要があることから、輸出戦略としてもオーガニックを推進することは重要。</b></li> <li>○脱炭素化は、技術開発の加速化と農業者・消費者・流通業者等の認識の転換等、しっかりと環境が整えば、実現できる。強いメッセージを打ち出し、国民運動として展開すべき。</li> </ul>
数値目標 (農薬、肥料、 <b>有機</b> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場が納得し、関係者が大きく変わっていくと意欲を持って取り組める<b>具体的な数値目標が必要</b>。2050年に向けて、<b>野心的な高い目標</b>をしっかりと掲げてほしい。</li> <li>○現状の技術で、<b>化学農薬 5 割削減、化学肥料 5 割削減も難しい</b>。</li> <li>○<b>有機農業について、EUは果樹・牧草中心だが、日本はコメの有機栽培技術ができているため、水田で野心的な目標を立てることで、EU並みの有機面積25%（100万ha）への拡大も可能ではないか。飼料用作物もポイントになると思う。</b></li> <li>○果樹については、気候の違いもあり、<b>現行技術では欧米と同じ考え方で化学農薬の削減は難しい</b>。</li> </ul>
その他留意事項・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農薬や肥料を減らすことで生産コストや収量への影響が不透明。<b>農業者の所得が十分に確保できる持続可能な経営が重要</b>。</li> <li>○農薬の大幅削減には<b>慣行栽培を行う農家の意識と知識を変える必要</b>。農薬の代替技術や耐性品種の開発、JAや県の普及センターによる指導体制や、減農薬への転換に伴い、減収した場合の支援が必要。</li> <li>○省力化や低コスト化などの多様な取組モデルの提示など、<b>地域の実態を踏まえた取組を推進すべき</b>。</li> <li>○化学農薬・肥料の削減は、コストや労力の削減につながる事例がある。<b>先進的な取組を横展開すべき</b>。</li> <li>○環境に優しい農業を消費者に認識してもらい、<b>価値を認めていただくことが重要</b>。子供達への食育が大切。</li> <li>○<b>有機農業の面積拡大には、有機農産物の需要拡大とともに、生産面では耕畜連携、品種開発、地域に応じた栽培技術、隣地との関係やドリフト問題、地域の取組体制などが課題</b>。</li> </ul>

# 意見交換で出された主な意見（品目・業種別）

## 農薬

- 本戦略の考え方や方向性に賛同。国が方向性を示すことに賛成する。
- 今後は、耐病性品種の更なる導入、発生予察の精度向上、デジタル技術やスマート農業技術の活用により、適時適量の農薬散布が可能となり、ある程度は農薬使用量が削減できるのではないか。
- 化学農薬使用量の削減について、リスク換算で目標を立てることは理解。

## 肥料

- これまで緩効性肥料の普及・局所施肥等を通じて化学肥料使用量は削減。今後もスマート農業の進展等のイノベーションにより施肥効率化を図る。
- たい肥等は発生地域に偏りがあり、広域流通を進めるには水分調整等が必要。
- 化学肥料・農薬に過度に依存しない持続的農業の実現には、土づくり・地力の向上が重要であり、有機質原料の活用を進めていきたい。

## 有機

- 有機農業の面積目標を大きく打ち出すべき。日本の有機農業を一気に進める目標設定は、世界に対してのアピールに繋がる。**
- 品目によっては有機農業の生産技術はほぼ確立しているが、物流、農地の分散、農薬のドリフト等、社会環境がまだ不十分。**
- 想像以上にオーガニックの需要は大きい。目に触れる機会を増やし、日常的にオーガニック農産物が購入可能な環境を整えることが大切。**

## 機械

- 農機のゼロエミッション化に向けては、電気・水素・燃料など様々な技術があり、それぞれの特徴を踏まえて同時並行で対応していく必要。
- 農業機械メーカーだけで新たなバッテリーを開発するのは現実的ではなく、バッテリーの基盤技術を持つ企業と連携したい。
- カーボンニュートラルな燃料として、バイオ燃料やe-fuelの利用促進についても他分野企業と連携して取り組む必要。

## 食品産業

- 食料システムの脱炭素化には原材料を生産する農林水産業の脱炭素化が必要。サプライチェーン全体での連携・協働、官民協働が重要。
- 食品価格は低く抑えられており、価格転嫁は難しい。環境や人権への消費者の意識向上を図り、脱炭素化・持続可能性への配慮によるコストを受け入れてもらう等、マーケットの変容が肝要。消費者マインドを変えるためのマーケティングツールの検討が必要。
- AI等の技術によりビジネスモデルの革新を通じた労働生産性の向上、取引慣行の適正化やAIを活用した需要予測等による食品ロスの削減が必要。

## 食品流通

- みどりの食料システム戦略における数値目標については、サプライチェーン全体を繋ぐ物流をいかに効率化できるかという観点で設定すべき。
- 卸売事業者は多数のメーカーや小売業者と取引を行うため物流やデータ処理の負担が非常に大きい。データ連携のための標準化と基盤構築が必要。
- サプライチェーン全体でのデータ連携に向けて、行政が関与することによって透明性や公平性が生まれ、取組の推進力となるのではないか。

## 漁業

- 養殖業を含む沿岸漁業では資源管理・省エネ等の持続的な食料システムの構築に向けた取組を既に一部実施。
- 漁獲物の高付加価値化をはじめ、新漁業法の両輪である「水産資源の適切な管理」と「水産業の成長産業化」に取り組んでおり、本戦略が繋がることを期待。
- 「漁船の電化・燃料電池化」は、将来的に必ず必要となるイノベーション。高性能・グリーン化された漁船に転換することは、将来の水産業を担う若者の雇用の増大にも貢献する。

## 再エネ

- 若い世代は新しい観点に関心が高く、エネルギーの使い方で農業の在り方を転換していくことは重要。
- バイオガス化の技術を活用し、副産物として発生する熱やバイオ炭を利用することで、小規模でも循環型社会に貢献可能。
- バイオガスプラントは整備費に多大なコストを要する。消化液の有効活用は化学肥料の低減にもつながるため、整備費の支援をお願いしたい。

## 消費

- 農林水産業が環境に与える負荷も丁寧に伝えるべき。
- 消費者の買い支えは、消費者が無理をするのではなく、環境に負荷を与えた人がコストを負担すべき。
- 水産と畜産における施策や目標が少ない。抗菌剤の使用に係る施策については、消費者も知るべき。

# みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月  
農林水産省

## 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

### 「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

### 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

## 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- **耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

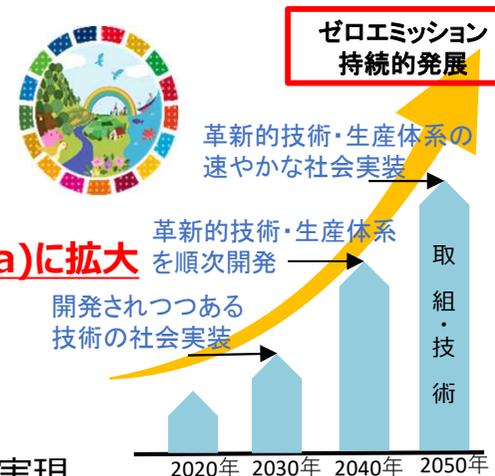
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



## 期待される効果

### 経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

### 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

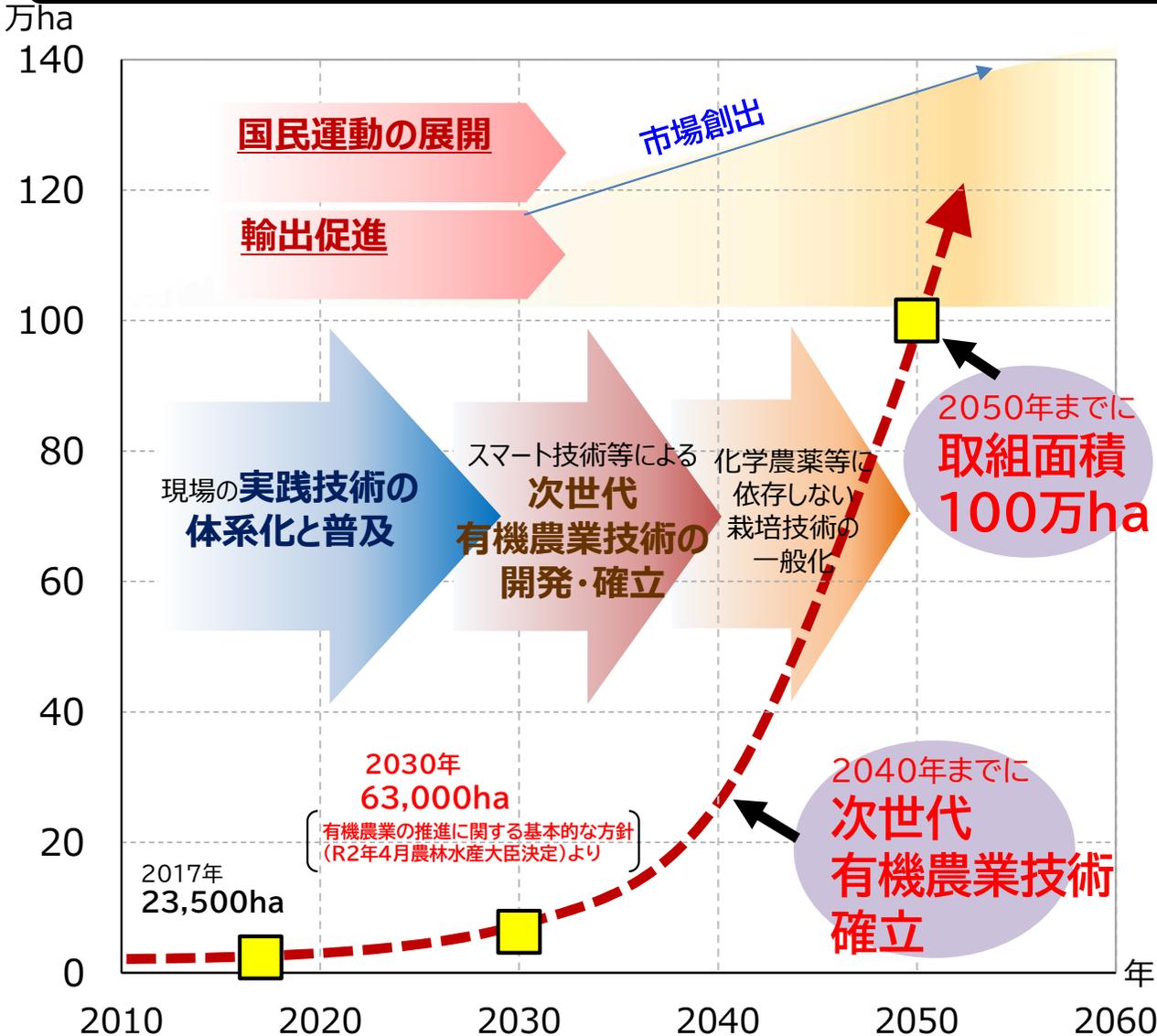
# 「みどりの食料システム戦略」が2050年までに目指す姿と取組方向

温室効果ガス削減	温室効果ガス	①2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。
	農林業機械・漁船	②2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。
	園芸施設	③2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。
	再生可能エネルギー	④2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	化学農薬	⑤2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。
	化学肥料	⑥2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。
	有機農業	⑦2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立する。これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す。（※国際的に行われている有機農業）
食品産業	食品ロス	⑧2030年度までに、事業系食品ロスを2000年度比で半減させることを目指す。さらに、2050年までに、AIによる需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。
	食品産業	⑨2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す（2018年基準）。さらに、2050年までにAI活用による多種多様な原材料や製品に対応した完全無人食品製造ラインの実現等により、多様な食文化を持つ我が国食品製造業の更なる労働生産性向上を図る。 ⑩2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。さらに、2050年までにAI、ロボティクスなどの新たな技術を活用して流通のあらゆる現場において省人化・自動化を進め、更なる縮減を目指す。
	持続可能な輸入調達	⑪2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。
林野	森林・林業	⑫エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すことに加え、2040年までに高層木造の技術の確立を目指すとともに、木材による炭素貯蔵の最大化を図る。 （※エリートツリーとは、成長や材質等の形質が良い精英樹同士的人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、成長等がより優れた精英樹のこと）
水産	漁業・養殖業	⑬2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復させることを目指す。 （参考：2018年漁獲量331万トン） ⑭2050年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。

# 有機農業の取組の拡大

## 目標

- ・**2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- ・**2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立**



## 目標達成に向けた技術開発

### 実践技術の体系化・省力技術等の開発（～2030年）

- ・堆肥のペレット化、除草ロボット等による耕種的防除の省力化
- ・地力維持・土着天敵等を考慮した輪作体系
- ・省力的かつ環境負荷の低い家畜の飼養管理 等

→ 有機農業に取り組む農業者の底上げ・裾野の拡大

### 次世代有機農業技術の確立（～2040年）

- ・AIによる病害虫発生予察や、光・音等の物理的手法、天敵等の生物学的手法
- ・土壌微生物機能の解明と活用技術
- ・病害虫抵抗性を強化するなど有機栽培に適した品種 等

→ 農業者の多くが取り組むことができる技術体系確立

## 目標達成に向けた環境・体制整備

### 農業者の多くが有機農業に取り組みやすい環境整備

- ・現場の優良な実践技術の実証等により、有機農業への転換を促進  
【持続可能な生産技術への転換を促す仕組みや支援を検討】
- ・有機農業にまともに取り組む産地づくり、共同物流等による流通コストの低減
- ・輸入の多い有機大豆等の国産への切替えや、有機加工品等の新たな需要の開拓、輸出を念頭にした茶などの有機栽培への転換
- ・消費者や地域住民が有機農業を理解し支える環境づくり

# 「みどりの食料システム戦略」に関する政府方針（KPI2030年目標、みどりの食料システム法）

## ○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

（4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

みどり戦略の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化を進める。

## ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

V. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

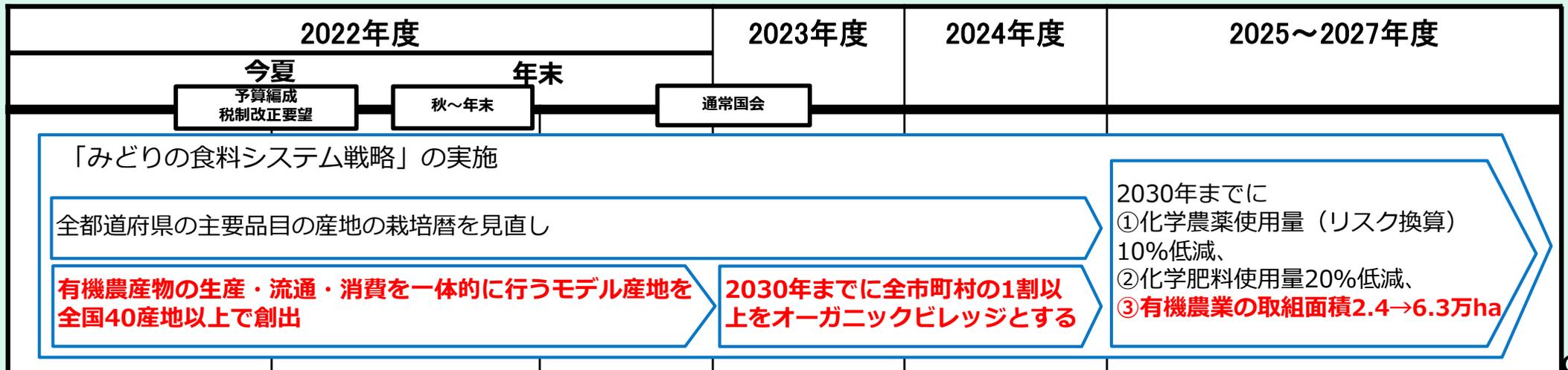
（2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

①食料安全保障の確立に向けた、みどりの食料システム戦略など農林水産業の振興

i) みどりの食料システム戦略の実施

化学農薬・肥料の利用の低減や有機農業を推進し、生産段階における環境負荷低減の効果が消費者に的確に評価されるよう見える化を進める等、生産から消費に至る各段階の取組を推進する。

## ○ 新しい資本主義実行計画 工程表（抄）



# 「みどりの食料システム戦略」KPI2030年目標の設定

- みどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たにKPI2030年目標を設定。（令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部決定）

## 「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO <sub>2</sub> ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO <sub>2</sub> 排出量)	1,484万t-CO <sub>2</sub> (10.6%削減)	0万t-CO <sub>2</sub> (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する 電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立
		高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証	
		小型沿岸漁船による試験操業を実施	
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、 農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な 発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩 調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目 指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁 業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エ ネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達 の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン	
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%	100%
		64%	100%

# みどりの食料システム戦略の実現に向けた政策の推進

食料システムの関係者（生産者、食品事業者、機械・資材メーカー、消費者等）で**基本理念を共有し**、関係者が一体となって**環境負荷低減に向けた取組を推進するため、「みどりの食料システム法※」が令和4年4月22日に成立し、5月2日に公布。7月1日に施行。**

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

● **生産者や地域ぐるみの活動による環境負荷低減の取組を後押し**する認定制度

● **機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組を後押し**する認定制度

## 予算・税制・融資で促進

### 【R3年度補正予算・R4年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

● **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正25億円・当初8億円）**

- ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」の創設
- ・フードサプライチェーンの環境負荷低減の「見える化」の促進

● **みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業（補正49億円・当初35億円）**

- **環境保全型農業直接支払交付金（27億円）**
- **畜産・酪農における環境負荷軽減の取組の促進**
- **食品産業における持続可能性の確保**
- **森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向けた取組支援**
- **水産業における持続可能性の確保**

（施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への**優先配分等**を実施）

### 【みどり投資促進税制の創設】（R4年度税制改正）

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（**機械32%、建物16%**）



土壌センサ付可変施肥田植機



良質な堆肥を供給する堆肥化处理施設

### 【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金等による無利子融資**
- **機械・資材メーカー向けの低利融資（新事業活動促進資金）の拡充** 等

# みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年7月1日施行）

## 制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

### みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

### 関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

### 国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

### 基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

### 基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

### 環境負荷低減に取り組む生産者

#### 生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減：土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化\*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進\*

\*モデル地区に対する支援措置

### 新技術の提供等を行う事業者

#### 生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置※参考資料1、2参照。
- 持続農業法の取組も包含（同法は廃止し経過措置により段階的に新制度に移行）

# 今後の運用の流れ

5月

① 法律 公布 (5/2)

[ 6/22 政令、6/27 省令 公布 ]

7月

② 法律 施行 (7/1)

※ 持続農業法は廃止 (法附則第2条)

基本方針・告示のパブコメ : 7/11~8/9

審議会への諮問 : ~8月 (予定)

9月

③ 国の基本方針 公表

告示・事務処理要領・申請書様式、税制ガイドライン等も併せて公表

(法第15条)

基本方針  
公表以降

④ 地方自治体の基本計画 作成開始

(法第16~18条)

④ 事業者の認定 受付開始

(基盤確立事業実施計画)

(法第39~44条)

⑤ 生産者の認定 受付開始

(環境負荷低減事業活動実施計画等)

有機農業栽培管理協定の認可 受付開始

(計画認定 : 法第19~30条)

(有機協定 : 法第31~38条)

\* 地方自治体の基本計画の作成や事業者の計画認定等の手続は、法律の施行後、国の基本方針等を定めてからとなります。  
基本方針は、説明会での御意見、パブリックコメント等を踏まえて策定していくこととなります。

# みどり投資促進税制の創設

環境負荷低減※<sup>1</sup>に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**機械等は32%、建物等は16%の特別償却**を講ずる。

## (1) 環境負荷低減に取り組む生産者

- ① 慣行的な生産方式と比較して、環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等※<sup>2</sup>（**土壌センサ付可変施肥田植機等**）
- ② その他環境負荷低減の取組に必要な設備等※<sup>2</sup>（**水田除草機、色彩選別機等**）

## (2) 広域的に生産資材の供給を行う事業者

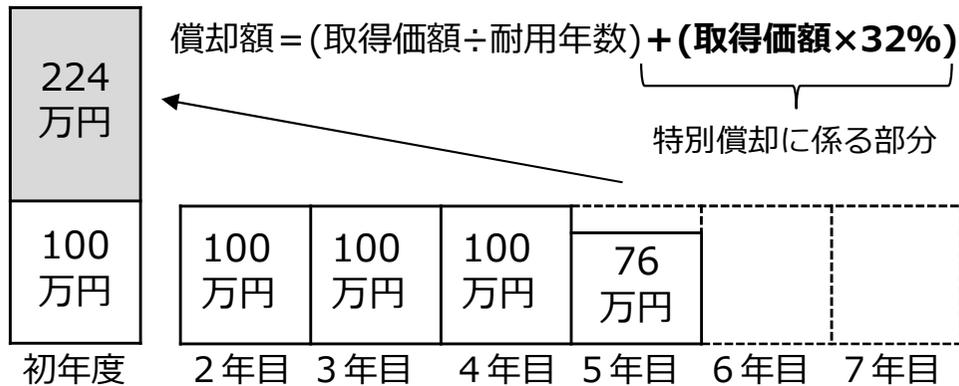
化学農薬・化学肥料に代替する生産資材の製造設備等（**堆肥の広域流通に資するペレタイザー等**）

※<sup>1</sup> 化学農薬・化学肥料の使用低減のことをいう。  
 ※<sup>2</sup> 国により有効性等が確認できた設備に限る。

### 【特例のイメージ※<sup>3</sup>】

※<sup>3</sup> 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

#### 約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

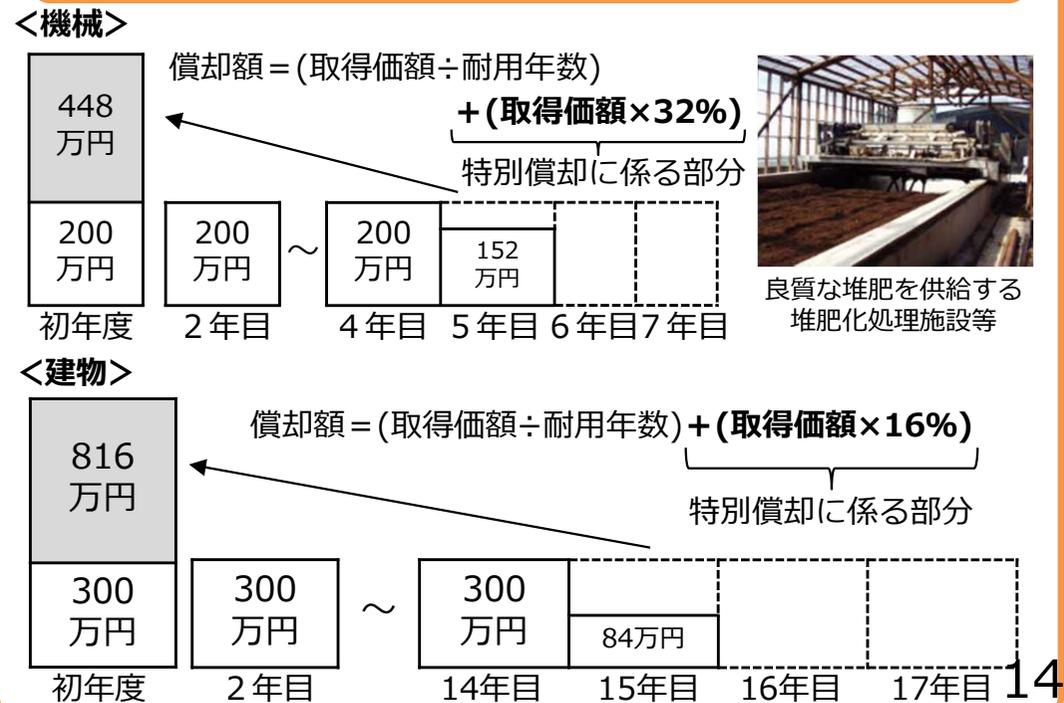


化学肥料の施肥量を減少させる  
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする  
高効率水田用除草機

#### 約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）



良質な堆肥を供給する  
堆肥処理施設等

# 環境負荷の低減に向けた日本政策金融公庫等の融資の特例措置

スーパーL資金等の既存の制度資金に加えて、日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学農薬・肥料の使用低減に資する <b>除草機、可変施肥機</b> 等の導入	<b>農業改良資金（無利子）</b> の貸付 償還期間の延長
（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する <b>家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設</b> の導入	<b>畜産経営環境調和推進資金</b> の貸付 （利率：0.50%、20年以内）
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する <b>移動式チップパー</b> 等の導入	<b>林業・木材産業改善資金（無利子）</b> の貸付 償還期間の延長
漁業者	漁船の省エネ化に資する <b>低燃費エンジン</b> 等の導入	<b>沿岸漁業改善資金（無利子）</b> の貸付 償還期間の延長
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の付加価値向上に資する <b>新商品開発・製造</b> に必要な設備や <b>流通の効率化施設</b> 等の導入	<b>食品流通改善資金</b> の貸付 （利率：0.18~0.45%、15年以内）
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する <b>機械・資材等の製造ライン</b> の増設	<b>新事業活動促進資金</b> の貸付 <b>対象の新規追加</b> （利率：特別利率②0.43~0.90%、20年以内）

※金利表示は、令和4年4月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

# 農林漁業者向け支援措置

## 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む場合



堆肥散布機 (マニユアスプレッダ)



高能率水田用除草機

一定の機械・施設等を導入する際の導入当初の所得税・法人税の負担が軽減されます。

**【みどり投資促進税制】<sup>新</sup>**  
機械等：特別償却 32%  
建物等：特別償却 16%

必要な設備投資に対して、スーパーL資金等の既存の制度資金のほか、日本公庫による無利子の「農業改良資金」の償還期間の延長の特例措置等が受けられます。

## 温室効果ガスの排出の量の削減に取り組む場合



施設園芸用ヒートポンプ



メタン排出を抑制する堆肥の自動攪拌装置

必要な設備投資に対して、既存の制度資金に加えて、無利子の「農業改良資金」、「林業・木材産業改善資金」、「沿岸漁業改善資金」の償還期間の延長の特例措置等が受けられます。

家畜排せつ物の処理・利用のための施設・設備の整備に対して、日本公庫による「畜産経営環境調和推進資金」の貸付等が受けられます。

一定の設備を導入する際の所得税・法人税の負担が軽減されます。

**【カーボンニュートラル投資促進税制】**  
最大10%の税額控除又は50%の特別償却

※産業競争力強化法に基づくエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受ける必要があります。

※融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要となります。

新たな法制度の創設に先立ち、土づくり、栽培暦の見直し、有機農業の団地化等、地域ぐるみでのグリーン化の取組等に、

- ・ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 (R3補正)、みどりの食料システム戦略推進交付金 (R4当初)
- ・ 各種補助事業等におけるグリーン化に向けた「優先枠・ポイント加算」の活用が可能です。

# 機械・資材メーカー、食品事業者等向け支援措置

## 機械・資材メーカー



良質な堆肥の生産設備・ペレタイザー



高能率水田用除草機



化学農薬・肥料に  
代替する資材の  
生産に取り組む場合

環境負荷低減に  
役立つ機械の  
普及に取り組む場合

開発した製品を  
増産する製造ライン  
を整備する場合

当該資材を専門に製造する施設・設備を  
導入する際、**導入当初の所得税・法人税の  
負担が軽減**されます。

**【みどり投資促進税制】** **新**  
機械等：特別償却 32%  
建物等：特別償却 16%

メーカーが国による確認を受けた機械を  
生産者が導入する際、  
当該**生産者の導入当初の  
所得税・法人税の負担が軽減**されます。

**【みどり投資促進税制】** **新**  
(生産者に適用)  
機械等：特別償却 32%  
建物等：特別償却 16%

増産のための設備投資に対して、  
日本公庫による**「新事業活動促進資金」の  
貸付**が受けられます。

**特別利率②**を適用  
(0.43~0.90%)  
基準利率:1.08~1.55%

※金利表示は、令和4年4月現在のもの

## 食品事業者



有機農産物等の冷凍加工



食品残渣を堆肥化する  
バイオコンポスター

生産工程等の脱炭素化  
に取り組む場合

有機農産物等の  
流通施設や加工施設を  
整備する場合

食品残渣を利用した  
堆肥の生産に  
取り組む場合

一定の設備を導入する際の  
**所得税・法人税の負担が軽減**されます。

**【カーボンニュートラル投資促進税制】**  
最大10%の税額控除又は50%の特別償却

※産業競争力強化法に基づくエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受ける必要があります。

必要な施設の取得等に対して、  
日本公庫による**「食品流通改善資金」の貸付等**が受けられます。

当該資材を専門に製造する施設・設備を  
導入する際、**導入当初の所得税・法人税の  
負担が軽減**されます。

**【みどり投資促進税制】** **新**  
機械等：特別償却 32%  
建物等：特別償却 16%

※融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要となります。

# 有機農業関連事業について

**（有機農業産地づくり推進事業、グリーンな栽培体系への転換サポート事業等）**

# 令和3年度補正予算及び令和4年度有機農業関連予算概要

## 1. みどりの食料システム戦略推進総合対策／みどりの食料システム戦略推進緊急対策

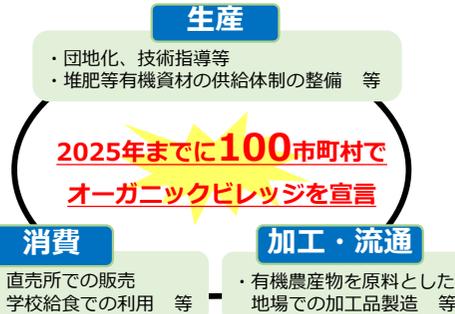
【令和4年度予算額 837百万円の内数】  
【令和3年度補正予算額 2,518百万円の内数】

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

### (1) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から、学校給食等での利用などの消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援

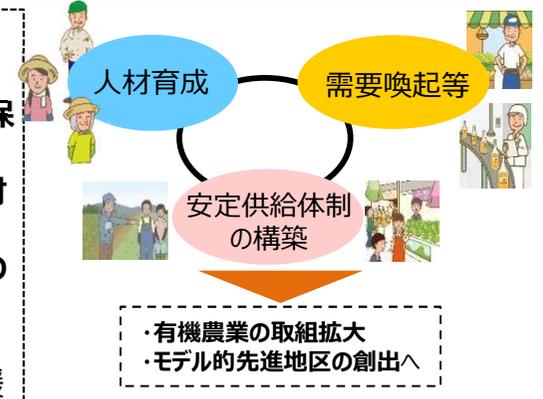
#### 市町村主導での取組を推進



### (2) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
- ④ 事業者と連携して行う需要喚起の取組等を支援



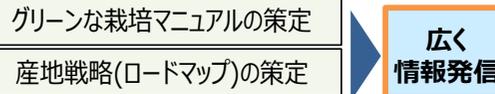
### (3) グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



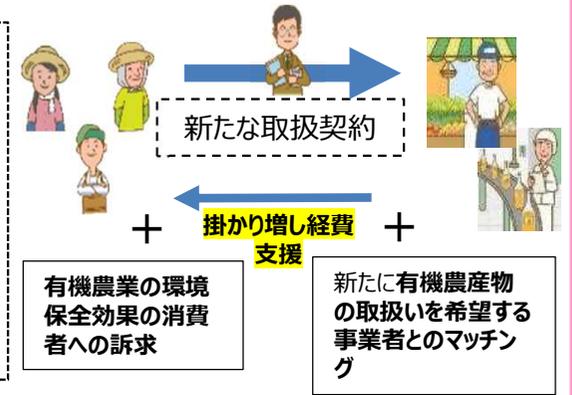
- 成果の普及



### (4) 有機農産物の販路拡大、新規需要開拓の推進

有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進するため、

- ① 有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費を支援
- ② 有機農業の環境保全効果の消費者への訴求
- ③ 生産者と事業者とのマッチングを支援



## 2. 環境保全型農業直接支払交付金

【令和4年度予算額 2,650 (2,450) 百万円の内数】

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。  
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

- そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a  
炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※に限り、2,000円を加算。
- そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

【取組拡大加算】

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援

<交付単価> 4,000円/10a

※活動によって増加した新規取組面積に応じた支援になります。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】  
農産局  
農業環境対策課  
03-6744-2114

より詳しくは→



# みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 「有機農業産地づくり推進」事業の取組

- **実施主体：**  
市町村又は市町村を構成員に含む協議会  
**「グリーンな栽培体系への転換サポート」事業と  
同じ協議会で取り組むことも可能。**

## オーガニックビレッジ(仮称) 宣言とは

市町村が有機農業実施計画を策定したことを、農林水産省や当該市町村等のホームページ等で公表するなど、広く情報発信を行うもの。



- **交付率：定額** ※機械リースのみ補助率1/2以内
- **交付金の上限額**

<第1段階> (1年目)  
・有機農業実施計画の策定(検討会の開催・試行的な取組の実施)  
**交付金の上限額は1,000万円。**

<第2段階> (2~3年目)  
・実施計画の実現に向けた取組の実践  
**予算の範囲内で調整あり。**



## 事業の取組イメージ

### 検討会の開催

- ・農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等からの意見の聴取等
- ・地域の状況に関する調査
- ・専門家による指導
- ・先進地区の視察

### 試行的取組の実施

- ・生産、加工、流通及び消費の各段階における試行的な取組等を実施

### 有機農業実施計画 策定(5年計画)・周知

### オーガニックビレッジ(仮称)宣言

### 実施計画の実現に向けた取組

推進体制づくり  
(検討会の開催、取組の実践、調査等)

### 有機農業実施計画に基づく 取組の定着

### 有機農業の取組拡大・計画の実現

1年目

2~3年目

国費支援期間

有機農業実施計画期間(5年)

# 「有機農業産地づくり推進」事業イメージ

## 試行的な取組のイメージ

### 【生産関係】

- 地域で栽培経験のない野菜品種の導入に向けた
  - ほ場借り上げ
  - 先進農家の指導の下、土づくりや播種、防除等の研修実施
  - 栽培技術講習の計画作成 等

- ほ場の団地化に向けた
  - 計画策定、説明会開催
  - 圃場の刈払い・抜根等の役務や必要な重機のレンタル
  - 土壌診断、緑肥での土壌改良試験
  - 有機認証機関によるほ場実施検査 等

- 地域の未利用有機質資源について
  - 賦存量調査
  - 収集方法等の検討・試行
  - 施設の概略設計
  - 少量の堆肥を事業や堆肥化試作し栽培試験を実施 等

栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入、出荷量・出荷先の調査など共同出荷体制の整備、その他地域で必要と考える取組

### 【流通・加工関係】

- 流通の合理化に向けた
  - 出荷量等調査、集荷場所の借り上げ
  - 地域内集荷便の試験運行やアンケート
  - 洗浄・梱包等の試行
  - 共同出荷ブランドの検討 等

- 地域外の事業者と連携し
  - 加工品の作成に向けた打合せ
  - 合理的な流通経路等の調整
  - 加工品の試作
  - 有機の特徴を伝える商品化の検討経費 等

展示会やイベントへの出展、実需者の招へい、事業者向けの表示制度等の研修、その他地域で必要と考える取組

### 【消費関係】

- 生産・出荷計画の調整会議開催
- 有機農業の環境保全効果の理解を促す生物観察等の実証と効果調査
- 有機食材を使った給食と食育の試行経費(食材費を含む) 等

- マルシェの試行開催
- チラシ作成、広報
- 会場の借り上げ・案内等の作成
- 有機農業の説明資料作成、当日説明員配置と効果調査 等

消費者との交流会(シンポジウムやワークショップ等)の開催、直売所等へのコーナー設置、HPの構築、企業・環境団体との連携、その他地域で必要と考える取組

➢ ※生産の取組のみならず、流通・加工関係、消費関係の取組を組み合わせも可能です。

この他にもやりたいことがあれば、ご相談ください!!



定額助成上限  
1000万円/年1年目)

(参考：有機農業産地づくり推進 実施予定地区一覧)

- 有機農業の取組面積の拡大に向けては、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村を創出することとしているところ。
- 令和3年度補正予算から、みどり交付金により支援を開始したところであり、令和4年度(9月)において、53地区(54市町村)で実施。

★ 実施予定の市町村

【要望のあった市町村】 ※公表の許可のあった市町村のみ

東北では、  
現在、8市町村  
が有機農業産  
地づくり推進事  
業を活用



都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	安平町	山梨県	北杜市	島根県	大田市
青森県	黒石市	静岡県	掛川市		邑南町
	五戸町	新潟県	佐渡市	広島県	神石高原町
秋田県	大潟村	富山県	南砺市	山口県	長門市
山形県	新庄市	岐阜県	白川町	徳島県	小松島市
	米沢市	愛知県	東郷町	福岡県	うきは市
	川西町		南知多町	長崎県	南島原市
	鶴岡市	三重県	尾鷲市	熊本県	南阿蘇村
福島県	二本松市	滋賀県	甲賀市		山都町
栃木県	小山市	京都府	亀岡市	大分県	佐伯市
	市貝町	兵庫県	豊岡市		臼杵市
	塩谷町		丹波篠山市	宮崎県	綾町
埼玉県	小川町		養父市		高鍋町、木城町
千葉県	木更津市		淡路市	鹿児島県	南さつま市
	佐倉市		丹波市		南種子町
神奈川県	相模原市	奈良県	宇陀市		湧水町
長野県	松川町	島根県	浜田市		徳之島町
	辰野町		吉賀町		

## (参考) 東北地域におけるみどり交付金の令和4年度取組予定

みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づくり推進）を活用して、  
有機栽培の計画がある品目

### ◇ 品目名 ◇

水稻、ほうれんそう、トマト、だいこん、にんじん、ながいも、トウモロコシ、たまねぎ、なす、きゅうり、ズッキーニ、大豆、  
麦、雑穀、いも類、えだまめ、紅大豆、かんしょ

**併せて、東北6県では、令和4年度みどりの食料システム戦略推進交付金（推進体制整備）を活用した、有機農業指導員等の育成・確保に向けた取組を実施。**

# 有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるための「**有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**」において、**地方自治体での有機農業の取組推進に関する情報共有等を促進**

令和4年9月2日時点で**65市町村18県**が参加



## 事例報告セミナーを通じた自治体間の情報共有の促進

平成30年11月20日  
 (ネットワーク設立準備会合)  
 →全国6市町村の有機農業推進の取組事例の報告・共有



令和元年8月2日  
 →「給食から広がる有機農業産地づくり」  
 (千葉県いすみ市・愛知県東郷町)  
 →「加工品・マーケティングセミナー」  
 (株) こだわりや)



令和2年2月  
 →「有機農産物の販路拡大のための自治体のチャレンジ」  
 (大分県臼杵市・島根県)

令和2年9月  
 →「耕作放棄地を活用した有機農業の取組拡大」  
 (株) アグリーハート、(株) ONE DROP FARM、千葉県有機農業推進協議会)

令和3年1月  
 →「有機農産物 物流効率化セミナー2021」  
 ✓ 取組紹介 ✓ 国産有機サポーターズからの意見 等

令和3年2月  
 →「有機農産物の学校給食での使用、ネットワーク化 (意見交換会)」  
 (名古屋大学 香坂研究室主催)

令和3年6月  
 → 有機農産物の地域での消費拡大、学校給食への導入等  
 (千葉県木更津市等) «65自治体が参画»

令和3年9月  
 → オーガニックライフスタイルEXPOで実施  
 «43自治体が参画»

令和3年12月  
 →自治体による有機農業技術習得支援の取り組み、学校給食への有機食材導入の経過等 «52自治体が参画»

令和4年6月  
 →地域内関係者の連携や学校給食での利用に向けた試行的な取組、スマート機械の導入など各産地の先進的な取組について紹介等  
 (青森県黒石市、茨城県常陸大宮市、徳島県小松島市等)

★参加は随時受付★  
 お問い合わせ先：農産局農産政策部農業環境対策課 (03-6744-2114)  
 HP : <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/jichinet.html>

# みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 「グリーンな栽培体系への転換サポート」事業の取組

## ○ 実施主体：協議会、都道府県、市町村

必須

農業協同組合

+

必須

都道府県  
(普及組織)

または

必須

農業者

(個人、法人、団体)

+

必須

都道府県  
(普及組織)



※構成員に農業者を含まない場合は、検証を行う産地の農業者が事業に参加すること。  
※都道府県又は市町村が実施主体となる場合は、農業者又は農業協同組合（農業者も参加）に加え、都道府県普及組織が事業に参加すること。

## ○ 交付率：定額（原則交付金の上限額300万円）

### 【環境にやさしい技術】

+

### 【省力化に資する技術】

1. 化学農薬の使用量低減
2. 化学肥料の使用量低減
3. 有機農業の取組開始、転換、拡大
4. メタンの排出削減
5. 温室効果ガスの排出削減
6. バイオ炭の利用
7. 石油由来資材からの転換
8. プラスチックコーティング肥料対策

1. 現行の営農体系又は、従来の左記1～8の取組と比較し、作業負担が軽減される技術
2. 1のほか、作業負担の軽減が見込まれる技術

ただし、以下の取組の場合は360万円の助成が可能！

- ・有機農業の取組開始、転換、拡大＋省力化に資する技術を検討する場合
- ・環境にやさしい栽培技術を複数に取り組み＋省力化に資する技術を検討する場合（メタンの排出削減とバイオ炭の利用を同時に行う等）

## ○ 事業の取組イメージ

必須

### 検討会の開催

- ・環境負荷軽減の取組方針の検討
  - ・取り入れる技術内容の検討・取り組み
  - ・農業者向け研修会
  - ・先進地域の視察
- ができます！

### 技術の検証

【環境にやさしい技術】＋【省力化に資する技術】

### 栽培マニュアル、産地戦略の策定 (最終年度)

- ・検証結果を踏まえて、栽培マニュアルを作成
- ・グリーンな栽培体系の普及に向けた産地戦略(ロードマップ)を品目ごとに策定

### 情報発信(最終年度)

- ・栽培マニュアル、産地戦略について、広く情報発信

グリーンな栽培体系が定着

全項目に取り組みいただく必要あり

事業実施期間(3年以内で取り組むことを想定)

# 「グリーンな栽培体系への転換サポート」事業イメージ

## 検証する技術のイメージ

**環境にやさしい栽培技術と省力化技術の両方**に取り組んでいただく必要があります。

### 【環境にやさしい栽培技術】

- ▶化学農薬の使用量低減
- スケジュール防除から発生予察に基づく適期防除に切り替えることによる散布量の削減の検討
- 生物農薬等の活用の検討 など

- ▶有機農業
- 有機農業を実施するための
  - ・産地の土壌特性に応じた土づくり
  - ・化学農薬を使用しない病害虫管理、雑草管理技術の検討など

- ▶化学肥料の使用量低減
- たい肥等の有機質資材の検討
- ドローンによるセンシングデータ等を活用した可変施肥技術の検討 など

- ▶温室効果ガスの削減等
- 水稲作における中干し期間の延長や秋耕等によるメタンの発生抑制の検討
- バイオ炭の農地施用による土壌への炭素貯留の検討
- 施設園芸におけるヒートポンプ等の導入の検討 など



### 【省力化に資する技術】

現行の栽培体系や、従来の環境にやさしい栽培技術の取組と比較して、作業負担の軽減が見込まれる技術

- (例)
- ・リモコン式除草機による畦畔の雑草管理（除草作業時間の削減）
  - ・従来手作業で行っていた工程を機械化（例：水田の中干し等水管理における自動水管理システムの利用 等）
  - ・抵抗性品種、省力栽培向き品種への転換（防除作業の削減、作業の効率化）
  - ・**捕虫トラップ等の使用**（農薬散布回数の削減）

など

### 取組の一例

水田で**中干し期間の延長**を実施。水管理に必要な**自動水管理システム**のリース・レンタルが可能。

環境にやさしい技術



省力化に資する技術



定額助成上限 300万円 / 年  
条件次第で上限 360万円 / 年  
26

# (参考) 東北地域におけるみどり交付金の令和4年度取組予定

みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）で活用を予定している技術（環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術）

品目名	◇ 環境にやさしい栽培技術 ◇	◇ 省力化に資する技術 ◇
水稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイガモロボの活用</li> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術</li> <li>・中干し期間の延長</li> <li>・秋耕の実施</li> <li>・堆肥の施用</li> <li>・バイオ炭（粃殻由来）の施用</li> <li>・耐虫性品種の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動水管理システム</li> <li>・乾田直播</li> <li>・ドローンによる水稲直播</li> <li>・ドローンによる局所施肥</li> <li>・ドローンによる農薬散布</li> <li>・自動水管理システム</li> <li>・リモコン草刈機</li> <li>・病害虫防除作業の省力化</li> </ul>
そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機質肥料（鶏ふん堆肥）の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施肥播種機</li> </ul>
ながいも	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロルピクリン剤の代替農薬（ユニフォーム粒剤）の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌被覆作業の省力化</li> </ul>
トマト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天敵製剤や防虫ネットの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫防除作業の省力化</li> </ul>
ねぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵トラクター</li> <li>・耕起畝立て同時溝施肥機</li> <li>・ドローンによる農薬散布</li> </ul>

東北では、  
現在、22の産  
地でグリーン  
な栽培体系へ  
の転換サポ  
ート事業を活用

# (参考) 東北地域におけるみどり交付金の令和4年度取組予定 (つづき)

みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）で活用を予定している技術（環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術）

品目名	◇ 環境にやさしい栽培技術 ◇	◇ 省力化に資する技術 ◇
えだまめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生分解性マルチの導入</li> <li>・機械除草（中耕培土）の導入</li> <li>・緑肥の施用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生分解性マルチの活用による撤去・廃棄作業の省力化</li> <li>・耕起、整形、マルチ、播種同時作業機</li> <li>・自動操舵アシスト乗用中耕・培土機</li> <li>・新型収穫脱莢機</li> </ul>
たまねぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リビングマルチの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫防除作業の省力化</li> <li>・ドローンによる農薬散布</li> </ul>
ズッキーニ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生分解性マルチの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生分解性マルチの活用による撤去・廃棄作業の省力化</li> <li>・立体栽培体系の導入による作業姿勢改善</li> </ul>
ほうれんそう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紫外線カットフィルムの導入</li> <li>・病害抵抗性品種の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫防除作業の省力化</li> </ul>
おうとう、かき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ炭農地施用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立走行無人草刈機</li> </ul>
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光反射資材の設置によるアザミワ類の施設内侵入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫防除作業の省力化</li> </ul>

### ・環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。**

- ① **対象者**：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② **対象となる農業者の要件**
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ **支援対象活動**

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（**有機農業等**）
- ④ **取組拡大加算（令和 4 年度拡充事項）**

有機農業の**新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援（4,000円/10a）を拡充**

### 【支援対象取組・交付単価】

#### ▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークローブ	6,000円
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種注3)	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円

#### ▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）



### ・有機農業指導員の育成

**都道府県が、有機農業指導員を育成するための研修費、指導員による指導活動のための旅費、謝金等を支援**

令和2年度  
17府県で  
131人育成  
(実績ベース)

令和3年度  
26府県で  
245人育成  
(実績ベース)

令和4年度  
までに累計  
500人以上  
育成を目標

#### ※有機農業指導員とは

一定の研修等を受講（または実務経験を有）し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者。

普及指導員等の都道府県職員の外、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等を任命することが可能。

### ・新たに有機農業を開始する者の技術習得支援

**新たに有機農業に取り組む農業者（国際水準の有機農業を開始して5年以内または今後取り組む予定）の有機 JAS 認証の研修受検等を支援。**



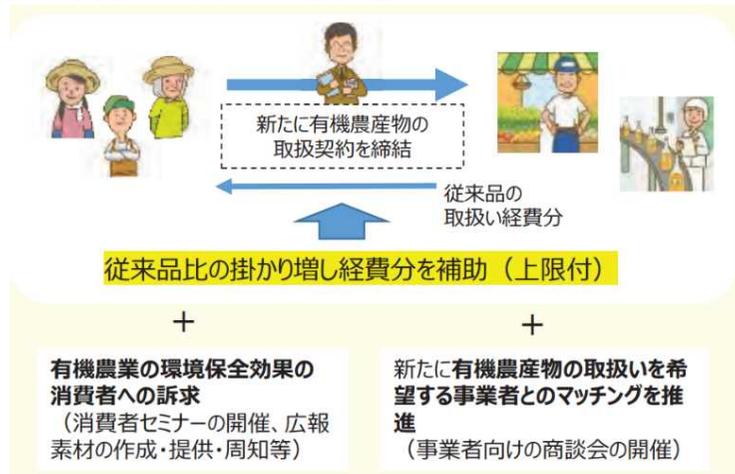
令和 4 年度より、**品目別の栽培技術講習会を開催予定**

※ 水稻、野菜、果樹等の有機農業者や指導者等からのご講演を調整中

# 農林水産省の有機農業支援施策（バリューチェーン構築・消費者理解確保）

## ・有機農産物の新規取引／取引拡大への支援

有機農産物の新規取り扱いに伴う掛かり増し経費を支援するとともに、環境保全効果の消費者への訴求や生産者と事業者とのマッチングを推進



## 補助対象者と取引

- 有機農産物を生産する有機農業者・団体（環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象の農産物及び農業者含む）
- 食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者）
- 流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る）  
※ 令和3年度以前から農産物の取引実績があること。  
※ 団体・組合・事業等の存在・拠点等が不明瞭な場合は、対象から除外される場合があります。  
※ 申請は取引を行う農業者・事業者どちらでも可能ですが、補助を受けられるのは申請された一方のみです。  
※ 重複・トラブルを防ぐ為、申請された際に取引相手へも確認のご連絡をさせていただきます。



詳しくは↓



有機農産物農業者・団体



食品事業者・流通事業者

有機農産物を生産する農業者との直接取り引きのみが対象

## ・国産有機サポーターズ

国産の有機食品の需要喚起に向け、農林水産省が、事業者の皆様と連携して取り組んでくためのプラットフォーム



令和4年9月現在  
92社が参画



## ・消費者・事業者への訴求

流通・加工・小売等の事業者と連携した需要喚起の取り組み、有機加工食品制度や表示等に関するセミナー等を実施。

自治体アンテナショップでの即売会



加工食品メーカー・食品流通関係者を中心とした関係者向けの講習会を開催

高付加価値商品としての有機農産物・加工品と売り場づくり

会場：スーパーマーケットトレードショーにあわせたオンライン配信  
会期：2022年2月16日（水）～2月28日（月）  
※同時にスーパーマーケットトレードショーに出展ブースを設け、食品業界に向けて国産有機サポーターズ事例集の配布と有機食品の紹介を実施

## ・輸出支援

有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け、有機 JAS 認証の取得や輸出向けの商談会・展示会への出展等を支援

詳しくは→



過年度の取組事例はこちら↓



# 国産有機食品の需要喚起に向けて

◆有機農業の更なる取組拡大に向け、**国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者の皆様**のプラットフォーム「**国産有機サポーターズ**」を立ち上げ。

国産有機サポーターズは、**オーガニック**  
**国産の有機食品の需要喚起**に向け  
**農林水産省が、事業者の皆様と**  
**連携して取り組んで行くための**  
**新たなプラットフォーム**です！



令和4年9月時点で、下記の92社が参画



国産有機サポーターズへ参加希望の方は  
 こちら → 

➤ 有機農業が、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとの研究・調査結果が公表されている。

## 水田における栽培方法と生物群の多様性との関係



生物群 <sup>1</sup>	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < <b>有機</b>
アシナガグモ属	慣行 < 農薬節減 < <b>有機</b>
アカネ属	慣行 < <b>有機</b>
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < <b>有機</b>
水鳥	<b>有機栽培の水田が多い地域ほど多い</b>

令和元年8月28日(国)農研機構プレスリリース  
「(研究成果)有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」より

## 有機農業の地球温暖化防止効果の調査結果



### 地球温暖化防止効果の調査結果

取組の名称	単位当たり温室効果ガス削減量※ (tCO <sub>2</sub> /ha/年)	実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO <sub>2</sub> /年)
有機農業	<b>0.93</b>	13,471	12,528

※有機農業に取り組んだ場合と、一般的な管理(化学肥料の使用)を行った場合とで、温室効果ガス排出量を比較(引き算)した数値。

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会(第11回、令和元年8月22日)資料より農業環境対策課取りまとめ

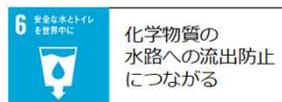
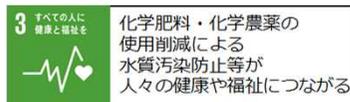
(参考)

IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係

- 持続可能な農業システムは持続可能な食料生産を促進する
- 化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる
- 化学物質の水路への流出防止につながる
- 有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる
- 適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる
- 生態系の維持・生物多様性に貢献できる

※IFOAM日本の資料をもとに農業環境対策課作成

## 海外での有機農業の効果に関する研究事例



### ハインリヒ・フォン・チューネン研究所(ドイツ連邦政府のシンクタンク)の報告

2019年、528の既往の調査文献における2,816件の有機農業と慣行農業の比較調査結果を整理し、有機農業では、**水質保全、土壌肥沃度、生物多様性、地球温暖化防止(土壌炭素貯留)、土壌浸食防止、資源(窒素等)の利用効率、動物福祉の面で優位な差がある(有機農業の方が優良)**旨整理。

([https://literatur.thuenen.de/digbib\\_extern/dn060722.pdf](https://literatur.thuenen.de/digbib_extern/dn060722.pdf)をもとに農業環境対策課が整理)

# 有機農業推進の取組事例集①

各地の取組事例を農林水産省ホームページに掲載

拠点  
づくり  
編

有機農業の取組拡大に向けた  
各地の取組事例集

ビジネス実践拠点づくり編

令和2年度有機農産物安定供給体制構築事業(有機農業推進総合対策)のうち  
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業



令和3年12月  
生産局農業環境対策課  
農林水産省



有機農業の取組拡大に向けた  
各地の取組事例集

ビジネス実践拠点づくり編

令和元年度有機農産物安定供給体制構築事業のうち  
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業



令和2年8月  
生産局農業環境対策課  
農林水産省

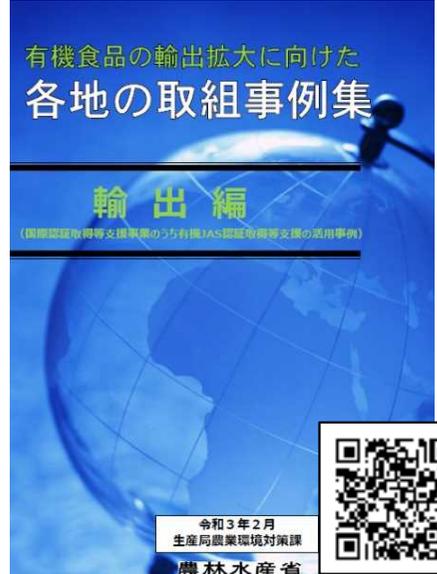


輸出  
編

有機食品の輸出拡大に向けた  
各地の取組事例集

輸出編

(国際認証取得等支援事業のうち有機JAS認証取得等支援の活用事例)



令和3年2月  
生産局農業環境対策課  
農林水産省



有機農業の取組拡大に向けた  
各地の取組事例集

ビジネス実践拠点づくり編

平成30年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち  
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業



令和元年8月  
生産局農業環境対策課  
農林水産省



有機農業の取組拡大に向けた  
各地の取組事例集

(未定稿)

～ 28・29年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業  
のうち生産供給拠点構築事業実施地区の取組事例 ～



平成30年8月  
生産局農業環境対策課  
農林水産省



有機農業の取組拡大に向けた  
各地の取組事例集

輸出編

国際認証取得拡大緊急支援事業のうち有機JAS認証取得等支援事業



令和元年8月  
生産局農業環境対策課  
農林水産省



## 各地の事例や農法の転換に向けた点検ポイントを農林水産省ホームページに掲載

令和4年12月24日作成  
令和4年2月8日更新

### 持続性の高い農業に関する事例集 (減化学肥料・化学農薬編)

#### 成功のポイント

##### 課題となった点

- ・特別栽培農産物に取り組む際に申請書類の作成に労力を要し、それぞれの管理方法や農薬の種類、農薬成分名・成分のカウント方法などを記入しなければならないため、個人で取り組むには難しい内容であった。
- ・鮮度の良さを売りとするため、枝付き出荷に向けた栽培技術が必要であり、部会員による技術の統一を図り、品質をそろえることが課題であった。



##### 解決に至るプロセス及び工夫した点

- ・農業や化学肥料の使用可能な回数・量を選択式に記録できる栽培簿を作成し、個々の農家が自分に合った方法を選択することで、特別栽培に取り組むやすくなった。
- ・農協が事務局となり、各農家毎に書類を集めて申請書類の準備や指導をすることで、申請書類などの事務の煩雑さが軽減され、農家は栽培に集中できた。
- ・枝付き出荷の統一に向けて、年2回の栽培講習会を実施し、栽培技術の習得と高位平準化を図っている。



##### アドバイス・メッセージ等

高品質生産を行うためには、やむを得ず農業や化学肥料を使わなければならない時があるため、現状では有機農業のレベルまでは到達していないが、栽培管理の中で、農業や化学肥料の使用は必要最低限とするよう心がけながら取り組んでいる。

令和3年12月24日作成  
令和4年2月8日更新

### 持続性の高い農業に関する事例集 (有機農業編)

#### 成功のポイント

##### 課題となった点

- 団体が発展して出荷者が増加したことで技術・品質の格差が広がり、技術の平準化と品質の維持・向上が課題となった。
- 特別栽培での生産量の増加に伴って、より有利で安定的な販売先の確保が課題となった。
- キウイフルーツと温州みかんについて、消費者から有機JAS認証農産物のニーズがあった。

##### 解決に至るプロセス・工夫した点

- 品質の維持のための栽培管理技術の平準化  
出荷者の増加による品質低下を防ぐため現地にあった栽培管理マニュアルを出荷者とともに作り上げ、効率的な農薬の使用法などの管理技術徹底のための巡回検討会を頻繁に開催した。また、効果的な施肥のための独自有機配合肥料の開発なども行い品質の維持に努めている。
- 出荷販売拡大のための消費者との交流  
手間をかけて生産しても市場出荷ではこれに見合う価格を得ることが難しかったため、特別栽培農産物を志向する消費者へPRし販路を拡大することが特に重要となる。作る人と食べる人のお互いの気持ちを大切に、消費者に現地を体感してもらおうための機会となる交流会を毎年、積極的に開催し、安定的な販路を確保している。
- 有機JAS認証までの道のり  
キウイフルーツ・温州みかんも特別栽培農産物を栽培するまでの技術は確立していたが、有機JAS認証に際しさらに高度な栽培技術が必要となるため、栽培希望者間で病害虫対策や生育管理など、綿密に巡回検討会を繰り返し情報を共有しながら栽培技術を自分達で確立していった。特に病害虫対策では、発生消長に基づく管理技術、病害虫の発生しにくい環境作りなどを一つ一つ試行錯誤しながら解決した。

##### アドバイス・メッセージ等

食べる人の体にとって良い農産物とは、健康な農産物になります。健康な農産物とは、化学肥料や農薬に頼って育った農産物ではなく、自然の力で強く逞しく育った農産物です。健康な農産物を栽培することは、食べる人にとっても、地球環境にとっても、そして栽培する生産者にとっても優しい、持続可能な農業となります。  
ぜひ持続可能な農業に取り組む生産者と、持続可能な農業で育った農産物を購入する消費者が増える社会を目指していきましょう！

##### 本取組の問い合わせ先

- ・神奈川県農業技術センター 足柄地区事務所
- ・Tel：0465-83-5111
- ・ジョイファーム連絡先 <https://www.joifarm-odawara.com/>



令和3年12月作成  
令和4年2月更新

### より持続性の高い農法への 転換に向けて

～ 環境への配慮の視点から栽培態を見直してみませんか? ～

農林水産省  
消費・安全局  
農産局

より詳しくはこちら  
↓



## 有機農業の栽培マニュアル

－実践現場における事例と研究成果－ (2019年)



暖地の水田二毛作体系、ハウレンソウの施設栽培体系  
および高冷地露地レタス栽培体系の研究成果に基づく  
安定栽培技術を紹介。



詳しくはこちら▶

## 太陽熱利用土壌消毒とネットトンネルによる アブラナ科野菜の有機JAS準拠露地栽培 (2016年)



だれでも有機JAS基準を守って、アブラナ科野菜を生  
産できるよう、太陽熱利用消毒とネットトンネルを使用  
した栽培方法を研究。



詳しくはこちら▶

## 寒冷地水稲有機栽培の研究 (2016年)



有機の水稲栽培について、寒冷地の気象条件、土壌  
条件に対応した雑草対策、病虫害対策、肥培管理に  
関わる個別技術や、いくつかの個別技術を組み合わ  
せた技術体系の経済性を紹介。



詳しくはこちら▶

## 機械除草技術を中心とした 水稲有機栽培技術マニュアル Ver.2020 (2020年)

高精度水田用除草機等  
を活用した除草体系を  
はじめ水稲の有機栽培  
管理技術についてわか  
りやすく解説したマ  
ニュアル。現地実証試  
験の概要や生産費につ  
いても掲載しており、  
有機栽培を導入する場  
合等に活用できる。



詳しくはこちら▶

## スマート農業技術の 開発・実証プロジェクト

(R2年度第3次補正)

作物を認識し雑草のみを除草できる有  
機栽培向け小型除草ロボット等の開発  
を支援

- 出現雑草種を識別し、除草剤等の最適な防除法を回答する「雑草識別AI」を開発し、スマートフォン等の端末で使用できるアプリとして公開。
- 有機栽培では、AIにより雑草と作物を識別し効率的に機械除草できる自律型除草ロボットを開発し、手取除草を代替。

<イメージ>





# (参考) 東北管内公設試で開発され、現在普及可能な技術として期待される技術

『「みどりの食料システム戦略」技術カタログ』

令和4年11月改定。近年（直近10年程度）開発された技術で、みどりの食料システム戦略で掲げた目標達成に貢献しうる、現在現場への普及が可能な技術と2030年までに利用可能な技術を取りまとめた資料。

以下、資料『「みどりの食料システム戦略」技術カタログ』から抜粋。

資料はこちらから  
ダウンロードできます→



掲載ページ	技術名	開発・研究機関
11	デジタル画像化したCOD簡易比色値から水田土壌の可給態窒素量がわかる	宮城県古川農業試験場作物環境部
11	インターネットで簡単に肥料計算ができる施肥設計支援システム「施肥なび」	(地独) 青森県産業技術センター農林総合研究所ICT開発部 農業ICT開発部
27	アップカット畝立マルチ播種機による省力的播種技術	秋田県農業試験場企画経営室 企画経営室
46	リンゴ黒星病対策を強化した春季の防除体系	(地独) 青森県産業技術センターりんご研究所病虫部 病虫部
47	わい化栽培のリンゴ「ふじ」における温暖化に対応した着色向上のための窒素施肥法	(地独) 青森県産業技術センターりんご研究所栽培部 栽培部
86	マイクロ波抽出と簡易測定キットによる土壌養分の簡易評価手法	岩手県農業研究センター土壌肥料研究室

# 有機農業推進の優良事例の表彰

## 未来に繋がる持続可能な農業推進コンクール(有機農業・環境保全型農業部門)

令和  
3年度

**Case1**  
農林水産大臣賞

農事組合法人  
ながさき南部生産組合  
(長崎県南島原市)



環境と調和した農業の  
次世代への継承

**Case 2**  
農産局長賞

株式会社 神門  
(北海道紋別郡雄武町)



耕作放棄地の  
有機農業への活用

**Case 3**  
農産局長賞

かやもり農産  
柏森 一夫 氏  
(秋田県南秋田郡大湯村)



大規模な有機水稲栽培の継続

**Case 4**  
農産局長賞

安芸の山里農園はなあふ  
(広島県東広島市)



環境に配慮した栽培と  
地域の様々な関係者との連携

令和  
2年度

**Case1**  
農林水産大臣賞

たじま農業協同組合  
(兵庫県豊岡市)



農と食を通じてコウノトリも  
住める共生社会をめざして

**Case2**  
生産局長賞

有限会社富田ファーム  
(北海道紋別郡興部町)



微生物を活用した酪農

**Case3**  
生産局長賞

株式会社  
アグリ・コーポレーション  
(長崎県五島市)



会社概要と  
20年後の経営ビジョン

**Case4**  
生産局長賞

有限会社肥後あゆみの会  
(熊本県宇城市)



人と自然の調和  
自然を大事に育てられた農産物は  
人にとっても優しい

令和  
元年度

**Case1**  
農林水産大臣賞

いすみ市環境保全型  
農業連絡部会  
(千葉県いすみ市)



子どもたちの未来を支える  
有機米づくり

**Case2**  
生産局長賞

株式会社しあわせ野菜畑  
(静岡県掛川市)



オーガニック野菜セットを  
全国の家庭に宅配

**Case3**  
生産局長賞

有限会社北村製茶  
(長崎県北松浦郡佐々町)



安全で環境に優しいだけで  
なく品質の良いお茶づくり

**Case4**  
生産局長賞

鳥越 靖基 氏  
(熊本県上益城郡山都町)



仲間と奏でる  
有機農業と町の魅力

より  
詳しくは  
こちら  
↓



# 有機農業の教育機関の事例

## 鶴岡市立農業経営者育成学校「SEADS (シーズ)」 (山形県鶴岡市)



- ✓ 行政・JA・民間企業・地域農家・大学が連携し、令和2年度から開校
- ✓ 有機農業を中心とし、農業技術や営農計画の策定から販路の開拓まで、経営に必要な事項を座学と実践を通じて教育。

### 主なカリキュラム

- (1年目)
  - ・ 水稲/枝豆/施設園芸の技術をほ場で学習
- (2年目)
  - ・ 就農プランの策定
  - ・ 自分の目指す就農方法にマッチした農場での学習

- ✓ 知識の習得に加え、地域での暮らしや独立就農時の農地や資金などもサポート。



詳しくはこちら▶

## 埼玉県農業大学校 (埼玉県)



- ✓ 埼玉県が設置する大学校で、1年課程の短期農業学科に有機農業専攻を設けている。

- ✓ 1年間の修業期間で有機農業の基礎である堆肥づくりと農薬や化学肥料を用いない野菜栽培技術について、主に実習を通じて教育。

### 主な学習内容

- ・ 主な露地野菜の栽培管理方法
- ・ 箱枠たい肥の作り方
- ・ ぼかし肥料の作り方
- ・ コンパニオンプランツの利用方法



詳しくはこちら▶

## 島根県立農林大学校 (島根県)



- ✓ 全国に先駆け、平成24年に有機農業専攻を新設。
- ✓ 水稲・野菜の主な品目について、育苗から収穫までの

有機栽培の基本技術を講義・実習等により学習。

- ✓ 全国から学生を募集中。

### 主な実習内容

- ・ 土作り、輪作、天敵利用など有機農業の考え方に沿った栽培
- ・ 水稲除草技術：チェーン除草、三回代かき、深水管理など



詳しくはこちら▶

## アグリノベーション大学校 (関東・関西 (オンライン学習：全国))



- ✓ 仕事をしながら週末だけ、農業技術の原理原則、実践的な農業経営を学ぶことができる社会人向け農業スクール。
- ✓ 開講以来、入学者は累計1,800人を超え、卒業生のうち約130名が全国各地で就農し、卒業生のネットワークが全国的に拡大。

### 学習コース

- ・ アグリノベーション総合コース
- ・ 農業技術専攻コース
- ・ オンライン受講コース



詳しくはこちら▶

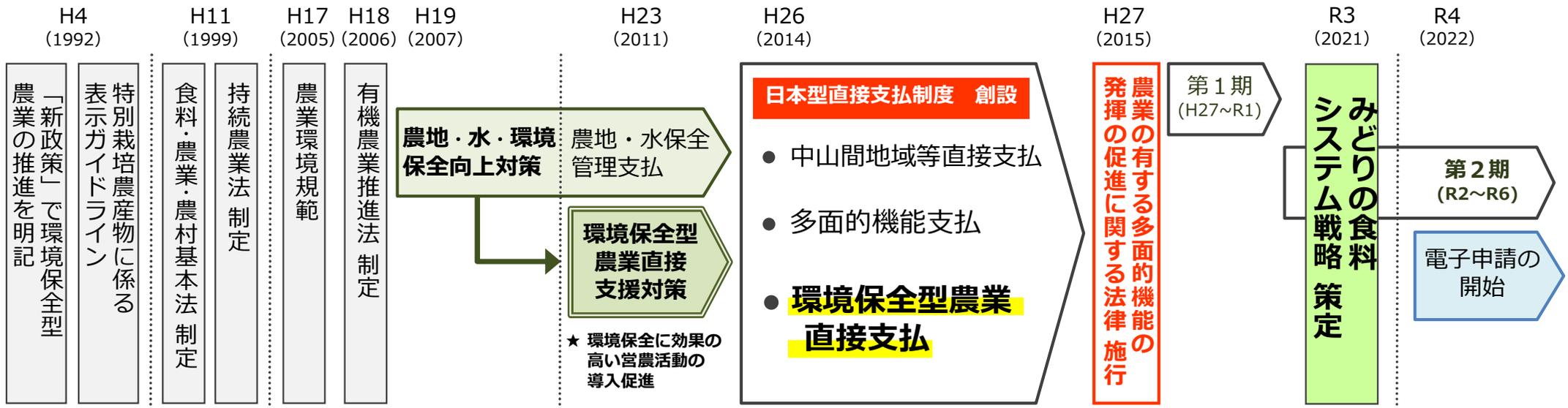


# **有機農業関連事業について**

**(環境保全型農業直接支払交付金)**

# 環境保全型農業直接支払交付金（環境保全型農業に係る施策の変遷）

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。



## 【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

- **気候変動に対する緩和・適応策の推進** (抜粋)  
堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的拡がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。
- **生物多様性の保全及び利用** (抜粋)  
生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- **多面的機能の発揮の促進** (抜粋)  
農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

# ○ 対象となる農業生産活動等



## 有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組。  
国際水準の有機農業の実施が要件  
※ 有機JAS認証の取得は必須ではありません  
(そば等雑穀・飼料作物以外は12,000円/10a、  
そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)



## 堆肥の施用

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組  
(4,400円/10a 等)



## カバークロープ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロープ(緑肥)を作付けする取組  
(6,000円/10a)



## リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組  
(小麦・大麦等以外は5,400円/10a、  
小麦・大麦等は3,200円/10a)



## 草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組  
(5,000円/10a)



## 不耕起播種

前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機によって播種を行う取組  
(3,000円/10a)

## <全国共通取組>

## ★ 有機農業の加算措置について

有機農業における環境保全効果をさらに高めるため、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかに取り組み場合、2,000円/10aが加算されます。

※ そば等雑穀・飼料作物以外を主作物とするものに限りです。



## 長期中干し

14日以上の中干しを実施する取組  
(800円/10a)



## 秋耕

主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組  
(800円/10a)



例：冬期湛水管理※

## 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

(交付単価は都道府県が設定)

※ 鳥類の生育場所の確保等を目的に冬期間の水田に水を張る取組



## 取組拡大加算

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた、技術指導等の活動

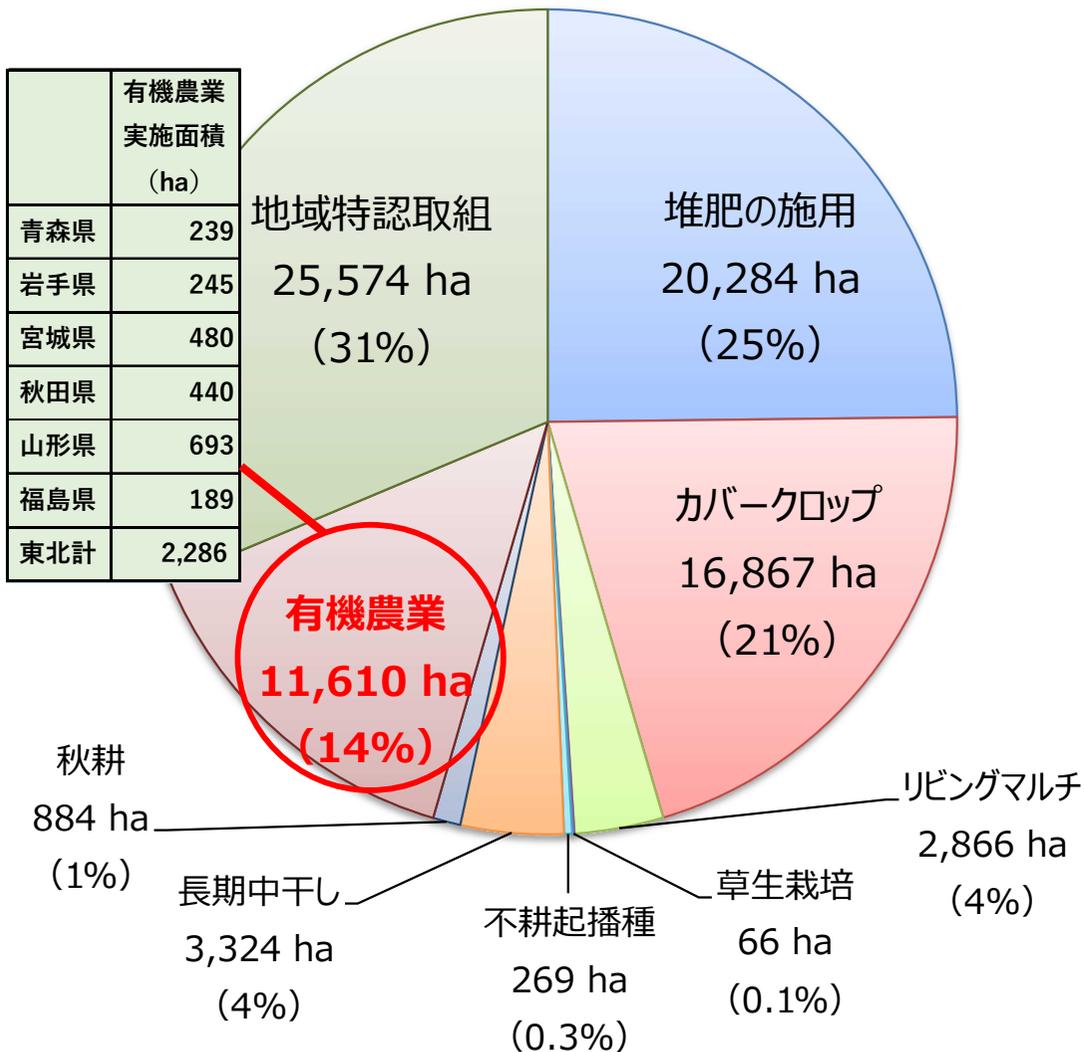
※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、申請年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物以外の取組に限る)を実施する必要があります。

(4,000円/10a)

# ○ 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

- **令和3年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は約8.2万ha。**
- 平成30年度は、複数取組支援の廃止や天候不順等により、取組面積は平成29年度と比較して約9,600ha減少したが、令和元年度以降、実施面積は増加している。

## 支援対象取組別の実施面積割合（令和3年度）



## 実施件数、実施市町村件数、実施面積、交付金額

	実施件数	実施市町村数	実施面積 (ha)	交付金額 (百万円)
令和3年度	3,144	846	81,743	4,502
令和2年度	3,155	841	80,789	4,451
令和元年度	3,479	887	79,839	4,543
平成30年度	3,609	885	79,465	4,514
平成29年度	3,822	899	89,082 うち2取組目 6,852 ha	4,587
平成28年度	3,740	888	84,566 うち2取組目 6,539 ha	4,578
平成27年度	4,081	872	74,180 うち2取組目 6,389 ha	4,213

## (参考) 前身事業：環境保全型農業直接支援対策

平成26年度	15,920	931	57,744	3,396
平成25年度	15,240	918	51,114	3,082
平成24年度	12,985	885	41,439	2,996
平成23年度	6,622	773	17,009	1,331

※ 交付金額は、国と地方公共団体が交付した額の合計  
(交付割合 国：地方公共団体 = 1：1)

# (参考) 環境保全型農業直接支払交付金 最終評価結果

- 「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」において、最終評価を取りまとめた（令和元年8月30日公表）。
- 支援対象としている取組のほとんどにおいて「効果が高い」と評価された。

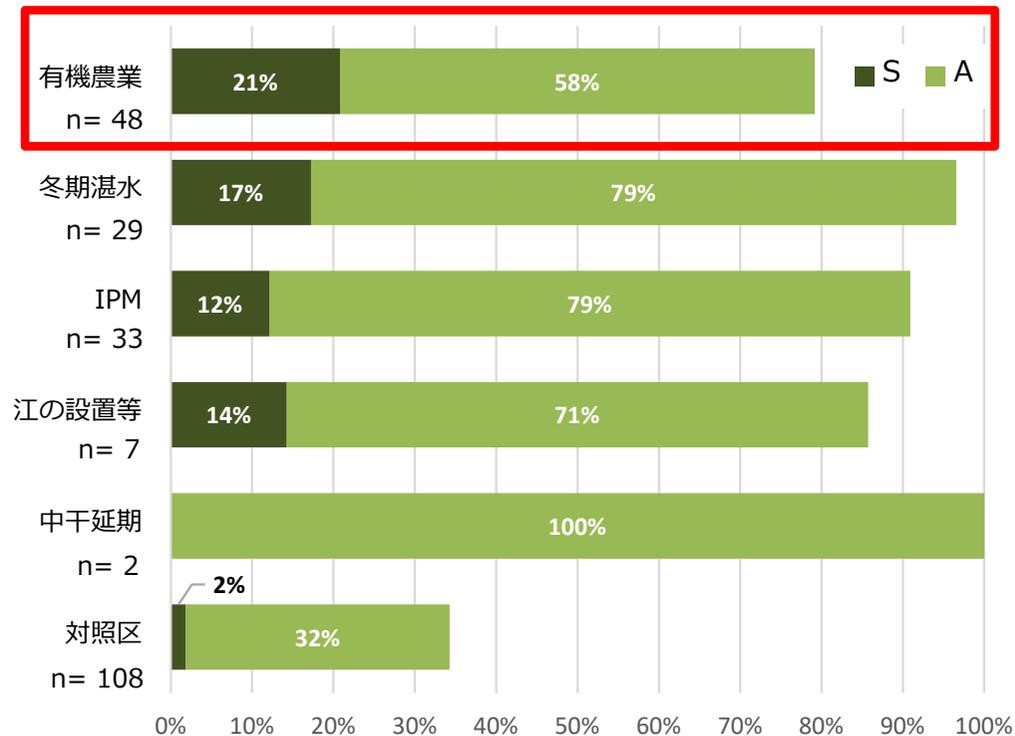
## 地球温暖化防止効果の評価

	対象取組の種類	調査件数	単位当たり温室効果ガス削減量 (tCO <sub>2</sub> /ha/年)	平成30年度実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO <sub>2</sub> /年)
全国共通取組	有機農業	48	0.93	13,471	12,528
	カバークロープ	465	1.77	18,833	33,334
	堆肥の施用	385	2.26	18,316	41,394
地域特認取組	リビングマルチ	34	1.02	1,561	1,592
	草生栽培	30	1.09	141	154
	敷草用半自然草地の育成管理	1	1.72	3	5
	省耕起（不耕起）播種	1	1.00	21	21
	緩効性肥料×長期中干し	3	(緩効性肥料) 0.01 (長期中干し) 2.19	5,936	59 13,000
	緩効性肥料×省耕起	2	(緩効性肥料) 0.31 (省耕起) 1.00	333	103 333
	緩効性肥料×深耕	1	(緩効性肥料) 0.72 (深耕) 非評価	1	1 -
	IPM×長期中干し	3	3.87	6,523	25,244
	IPM×秋耕	7	6.85	2,281	15,625

「IPM×長期中干し」及び「IPM×秋耕」は下線部の取組における地球温暖化防止効果を評価。

計 143,393 tCO<sub>2</sub>/年

## 生物多様性保全効果の評価



- S：生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。
- A：生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。
- B：生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。
- C：生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。

※ CO<sub>2</sub>量算出には「土壌のCO<sub>2</sub>吸収量「見える化」サイト」（農研機構 農業環境変動研究センター）を使用

※ 評価は「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」（農研機構 農業環境変動研究センター他）に基づき実施

# **(参考) 東北各県における取組事例**

**(環境保全型農業直接支払交付金)**

## 化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組 （国際水準の有機農業の実施が要件）

環境保全効果：地球温暖化防止効果・生物多様性保全効果

交付単価：12,000円/10a（国と地方の合計）

※そば等雑穀、飼料作物の場合は3,000円

### 令和2年度実施状況（青森県）

- 実施面積：204ha（16件）
- 実施地域：中泊町、八戸市、五戸町等（12市町村）

### 実施状況



五戸町のねぎ栽培ほ場

- 県内の本交付金における有機農業の取組面積は、平成27年度から令和2年度現在まで200ha台を維持している。
- 取組者は本交付金の創設前から有機農業に取り組む個人農業者が主体で、創設後は個人から団体での取組になるなど、地域的な広がりを見せている。
- 有機農業の取組作目は、水稻を中心に、ねぎなどの露地野菜となっており、今後も継続的な取組が見込まれている。

### 環境保全効果

#### 地球温暖化防止効果

堆肥や緑肥、有機質肥料等の有機物を土壌に施用することで、土壌中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO<sub>2</sub>削減に貢献

- 単位面積当たり温室効果ガス削減量  
0.93 t-CO<sub>2</sub>/ha /年

※環境保全型農業直接支払交付金最終評価（令和元年8月）において実施した全国調査により算定

#### 生物多様性保全効果

化学合成農薬を使用しない栽培により、生物多様性を保全

- 生物多様性調査結果

	スコア	生物多様性の総合評価
実施区	6	A（生物多様性が高い）
対照区	1	B（生物多様性がやや低い）

※平成29年度に水稻のほ場で現地調査を実施。「農業に有用な生物多様性の指標生物 調査・評価マニュアル」（農研機構）における5種類の指標生物の個体数に基づきスコアを算定して総合評価を行った。

### 地域におけるその他の取組



- 本県では、特別栽培農産物、有機農業などの環境にやさしい農業の取組者や取組面積の拡大に向け、取組レベルに応じた支援活動を実施している。
- このうち、有機農業の取組拡大に向けては、特別栽培農産物認証者等を対象とした専門研修や現地指導等を通じて、新規取組者の掘り起こしを図っている。
- また、県内の有機農業に取り組む農業者団体が、取組による環境保全効果をオンライン販売サイトで消費者に広く発信し、付加価値を高めた販売を行っている。



取組レベルに応じた研修会の開催

前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機によって播種を行う取組

環境保全効果：地球温暖化防止効果

交付単価：3,000円/10a（国と地方の合計）

令和2年度実施状況（岩手県）

- 実施面積：199ha
- 実施地域：北上市、花巻市

## 実施状況



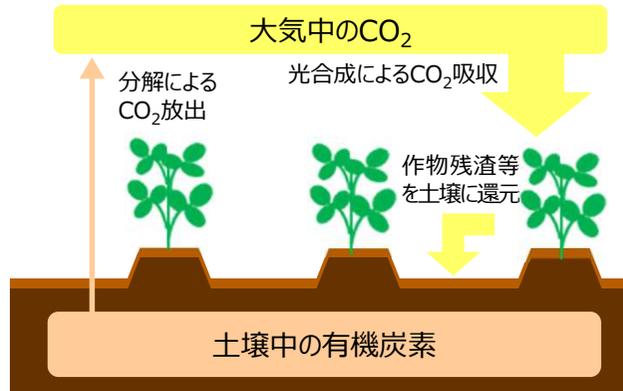
不耕起播種機

- 本交付金の創設以前から、農作業の省力化や適期播種等に役立つ技術として実施されてきたが、令和2年度に交付金事業の支援対象取組となったことにより、地球温暖化防止効果にも役立つ技術として、取り組む意識も高くなった。
- 当該取組は、主に、県中部における小麦、そばとの輪作体系に組み込まれている。

## 環境保全効果

### 地球温暖化防止効果

耕起による土壌の物理的攪乱を軽減して土壌中の有機物の分解を抑制することで土壌炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO<sub>2</sub>削減に貢献



作物残渣等を土壌に還元することで、作物等が生育中に吸収したCO<sub>2</sub>を有機炭素として土壌中に蓄積。土壌中の有機炭素は時間とともに分解されるが、耕起を最小限にして土壌中の有機炭素の分解を抑えることで土壌中の有機炭素量を増加させる。

- 単位面積当たり温室効果ガス削減量  
1.00 t-CO<sub>2</sub>/ha /年

※環境保全型農業直接支払交付金最終評価（令和元年8月）において実施した全国調査により算定

## 地域におけるその他の取組



- 当該取組を大規模に実施している経営体は、
  - ①輪作体系で雑草管理を徹底
  - ②積極的な有機物の投入と緑肥の活用
  - ③播種適期を逃さない機械体系（不耕起播種等）
 に取り組むことにより、環境に優しい農業の実践と畑作輪作体系（大豆－大豆-小麦-そばの3年4毛作）を確立しているほか、自家堆肥を作成し、地域の農地に還元するなど地域の環境保全型農業の推進の一翼を担う存在となっている。

・本県においては、当該技術は、省力化や作期分散等の観点から導入されてきた技術であるが、地球温暖化防止対策にも資する取組であることもPRしながら、本体交付金制度を広く周知し、さらなる取組拡大を推進する。

## 冬期間の水田に水を張る取組

環境保全効果：生物多様性保全効果

交付単価：8,000円/10a（国と地方の合計）

※畦補強等未実施の場合7,000円/10a  
 有機質肥料未施用の場合5,000円/10a  
 畦補強等未実施、有機質肥料未施用の場合4,000円/10a

### 令和2年度実施状況（宮城県）

- 実施面積：383ha
- 実施地域：栗原市、登米市、大崎市等

### 実施状況



冬期湛水管理の状況

- 交付金の創設以前から県北部の蕪栗沼の周辺の個々の生産者が平成10年度から取り組み始めたが、平成15年度以降は地域の集落単位で取り組まれるようになった。平成23年度からは、交付金の全国共通取組となり、平成25年度からは地域特認取組として実施している。冬期湛水管理は、「ふゆみずたんぼ」とも呼ばれ、菌類やイトミミズ、カエルなどの多様な生物を息づかせ、人間と自然の共生を可能にしている。
- 主に稲作地帯である県北部で取り組まれている。

### 環境保全効果

#### 生物多様性保全効果

冬期の水田に水を張って鳥類その他の湿地性生物の生息環境を確保し、生物多様性を保全



片山ほか（2020）の研究レビューにより、冬期湛水管理は無脊椎動物・鳥類の保全に「十分確立」した正の効果があると評価された。

#### ● 生物多様性調査結果

	スコア	生物多様性の総合評価
実施区	9	S（生物多様性が非常に高い）
対照区	7	A（生物多様性が高い）

※平成29年度に水稲のほ場で現地調査を実施。「農業に有用な生物多様性の指標生物 調査・評価マニュアル」（農研機構）における5種類の指標生物の個体数に基づきスコアを算定して総合評価を行った。

### 地域におけるその他の取組



- 県北部では、平成15年から実施している「ふゆみずたんぼ」の取組が契機となり、水田の湿地としての価値が見直され、平成17年度に「蕪栗沼」は周辺の水田を広く含む世界初の「水田」を冠したラムサール条約登録湿地「蕪栗沼・周辺水田」となった。平成29年度には、鳥類と共生する持続可能な水田農業の価値が認められ、「大崎耕土」の一端として世界農業遺産に登録された。
- 大崎市田尻地域では、有機農業と冬期湛水管理で栽培された米を「ふゆみずたんぼ米」として販売、また、市内の小学校の給食でも使用され、地球に優しい農業を行っていることをPRしている。また、同市の酒蔵では「ふゆみずたんぼ米」を用いた日本酒を製造、販売している。
- 本交付金により継続的に環境保全型農業が行われることで、価値の維持・向上が図られている。

水稻の生育中期に14日以上の中干しを実施する取組

環境保全効果：地球温暖化防止効果

交付単価：800円/10a（国と地方の合計）

令和2年度実施状況（秋田県）

- 実施面積：2,497ha
- 実施地域：大潟村、湯沢市

## 実施状況

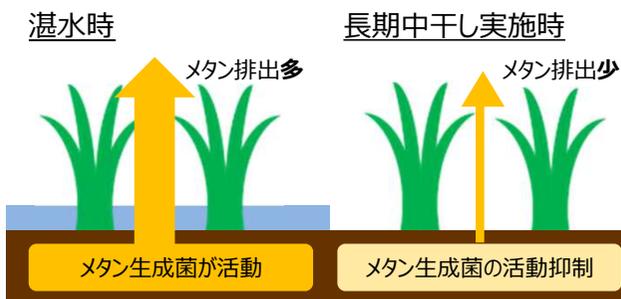


- 制度見直しを受けて、第2期対策から、「長期中干し」が新たに全国共通取組メニューとなった。
- 第2期対策の周知を図ったところ、当該取組が地球温暖化防止の効果が高いことに、農業者の関心が広がり、大潟村を中心に、一気に取組面積が拡大した。
- 令和2年度の取組面積は2,497haで、全国共通取組メニューの「長期中干し」では全国1位であった。

## 環境保全効果

### 地球温暖化防止効果

水田において長期間の中干しを行うことで水田土壌をより酸化的にし、嫌気性のメタン生成菌の活動を抑制してメタン（温室効果ガス）の排出を削減する



全国8県9地点でのほ場試験の結果、慣行の中干し期間を一週間程度延長することでメタン排出を約30%削減（Itoh et al. 2011）

- 単位面積当たり温室効果ガス削減量  
3.03 t-CO<sub>2</sub>/ha /年

※環境保全型農業直接支払交付金最終評価（令和元年8月）において実施した全国調査により算定（「緩効性肥料×長期中干し」の取組における長期中干しの取組の削減量2.19t-CO<sub>2</sub>/ha/年と、「IPM×長期中干し」の取組における長期中干しの取組の削減量3.87t-CO<sub>2</sub>/ha/年の平均値）

## 地域におけるその他の取組(大潟村)

### 複数支払による環境保全への相乗効果の発揮



- ①多面的機能支払交付金
  - ・農地維持活動（草刈り・農道の砂利補充等）
  - ・資源向上活動（外来魚の駆除と有効利活用等）
- ②環境保全型農業直接支払交付金
  - ・全国共通取組（有機農業・堆肥・長期中干し等）
  - ・地域特認取組（IPM＋畦畔除草＋秋耕の取組）



- 八郎湖の外来魚駆除を通じて窒素及びリンを回収することで、富栄養化が進む八郎湖の水質改善を図るとともに、それを、魚粉肥料に加工して景観作物の栽培に活用し、地域に安らぎの場を創出。
- 村民による生き物調査実施や、親子で魚や昆虫に触れあう体験機会を企画し、地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境に優しい農業への理解を促進。
- 村全域における複数支払の活動を通じて、大潟村と八郎湖の自然環境の改善・維持に互恵的に貢献。

# 総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔の機械除草（高刈）及び秋耕の実施（山形県・地域特認取組）



山形県IPM実践指標（水稻）による管理と、水稻生育期間中の畦畔除草における除草剤を使用しない草刈り機械による高刈り除草及び水稻収穫後の耕うん（秋耕）を組み合わせた取組

環境保全効果：地球温暖化防止効果・生物多様性保全効果  
 交付単価：3,400円/10a（国と地方の合計）

令和2年度実施状況（山形県）

- 実施面積：996ha
- 実施地域：酒田市、鶴岡市、大石田町等

## 実施状況



高刈り後の水田畦畔

- 山形県では平成25年度に「水稻IPM実践指標」を作成し、平成26年度から機械除草、秋耕を組み合わせた当該取組みを始めた。取組み初年度である平成26年度の実績は643haで、その後徐々に拡大した。
- 県内全域で取組まれており、令和2年度の実績では本県の環境保全型農業直接支払交付金のうち約16%にあたる996haで取組まれた。

## 環境保全効果

### 地球温暖化防止効果

秋に耕起を実施して稲わらを土壌中にすき込むことで、稲わら中の有機物の好気分解を促進し、翌春の水稻の作付け（湛水）時にメタン（温室効果ガス）の排出を削減する



メタン生成菌は嫌気的な環境下で易分解性有機物を分解してメタンを生成するため、湛水開始までに稲わら由来の易分解性有機物の分解を進行させておくことで、メタンの排出量が減少する。

- 単位面積当たり温室効果ガス削減量 7.40 t-CO<sub>2</sub>/ha /年

※環境保全型農業直接支払交付金最終評価（令和元年8月）において実施した全国調査と同様の手法により、令和元年度の山形県の調査で算定

### 生物多様性保全効果

IPM実践指標に基づく管理によって化学合成農薬の使用を低減するとともに、機械除草による畦畔管理を行って畦畔を生息場所とする生物や畦畔植物の生息・生育環境を確保することで生物多様性を保全

#### ● 生物多様性調査結果

	スコア	生物多様性の総合評価
実施区	7	A（生物多様性が高い）
	5	A（生物多様性が高い）
	5	A（生物多様性が高い）
対照区	4	B（生物多様性がやや低い）
	3	B（生物多様性がやや低い）

※令和2年度に水稻のほ場で現地調査を実施。「農業に有用な生物多様性の指標生物 調査・評価マニュアル」（農研機構）における5種類の指標生物の個体数に基づきスコアを算定して総合評価を行った。  
 ※対照区は地域の慣行的な栽培方法で化学合成農薬、化学肥料を使用している水稻のほ場である。

水稻の収穫後（秋季）に耕うんをする取組

環境保全効果：地球温暖化防止効果

交付単価：800円/10a（国と地方の合計）

令和2年度実施状況（福島県）

- 実施面積：51ha
- 実施地域：会津若松市、天栄村、喜多方市

## 実施状況



水田の秋耕作業（天栄村）

- 交付金の創設以前から、福島県では、水稻作付け時に、土壌の還元化が急激に進み、メタン等のガス湧きや生育障害が問題になっていたことから、収穫後出来るだけ早い時期に稲わらをすき込むように指導している。
- 積雪地帯は作業期間に制約はあるが、秋耕は、県内一円で取り組まれている。
- 秋耕は、令和2年度から本交付金の全国共通の取組となり、福島県では、3市村で取り組み、4件51haで実施された。

## 環境保全効果

### 地球温暖化防止効果

秋に耕起を実施して稲わらを土壌中にすき込むことで、稲わら中の有機物の好気分解を促進し、翌春の水稻の作付け（湛水）時にメタン（温室効果ガス）の排出を削減する



メタン生成菌は嫌気的な環境下で易分解性有機物を分解してメタンを生成するため、湛水開始までに稲わら由来の易分解性有機物の分解を進行させておくことで、メタンの排出量が減少する。

- 単位面積当たり温室効果ガス削減量  
6.85 t-CO<sub>2</sub>/ha /年

※環境保全型農業直接支払交付金最終評価（令和元年8月）において実施した全国調査により算定（「IPM×秋耕」の値）

## 地域におけるその他の取組



- メタン（温室効果ガス）の排出の削減効果を高めるとともに、土づくりや施肥量の削減を目的に、発酵鶏糞や石灰窒素等を散布した上で、秋耕作業を行う取り組みもある。
- 当該取組が交付金に位置づけられたことで、稲わらや籾殻等の野焼きの抑止につながっている。
- 放射性物質の吸収抑制対策（土壌中カリウム濃度の維持）の効果もある。
- 積雪がない地域では、秋耕により、表層土壌を冬期間、低温乾燥すると抑草効果が高まるといった取組者もいる。
- 温暖化に伴い、県内でも春先の異常還元やガス湧きなどがしばしば問題になっている。今後、取組による効果の総量をさらに高めるため、未実施市町村への取組支援や、未実施農業者に対する交付金の活用も合わせた働きかけなど制度の周知を進めることで、取組面積の拡大をさらに進めたい。

**(参考) 令和5年度農林水産予算概算要求の概要について**  
**(有機農業関連)**

# みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和5年度予算概算要求額 3,000（837）百万円】

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、取組の「見える化」など関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

## <政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年度及び32年度まで]

### <事業の内容>

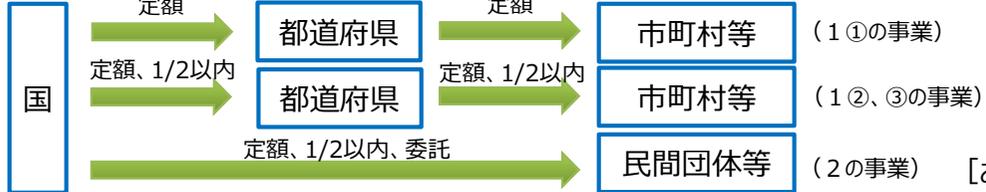
- 1. みどりの食料システム戦略推進交付金 2,431（591）百万円**  
 地域の特色ある農林水産業や資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、**モデル地区を創出**します。（※みどりの食料システム法の計画認定の状況により採択時に優遇します。）
- ① 地方自治体が、農林漁業者、事業者、大学・研究機関やシンクタンク等と連携して行う**基本計画の作成、点検・改善**に係る調査・検討、有機農業指導員の**育成・確保**等を支援します。
  - ② **科学技術の振興**に資する以下のモデル的取組を支援します。
    - ア 土壌診断等による化学肥料の低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じた**グリーンな栽培体系への転換、消費者理解の醸成**
    - イ 環境負荷低減と収益性の向上を両立した**施設園芸産地の育成**
    - ウ 地域資源を活用した**地域循環型エネルギーシステム**の構築
  - ③ **有機農業の団地化**や学校給食等での利用等のモデル的取組や**エネルギー地産地消の実現**に向けたバイオマスプラントの導入の取組等を支援します。

- 2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 569（246）百万円**  
 フードサプライチェーンにおける関係者の**行動変容と相互連携を促す環境整備**を支援します。
- ① フードサプライチェーンの環境負荷低減の取組の「見える化」推進
  - ② 事業者と連携して行う**有機農産物の需要喚起**
  - ③ 水田農業の生産段階から集出荷段階に至る**グリーン化技術の確立**
  - ④ 生分解性マルチ導入促進に向けた**製造・流通の課題解決**
  - ⑤ **グリーンな栽培体系への転換**に向けた技術の確立や普及啓発のイベント開催
  - ⑥ 農山漁村での**再生可能エネルギー導入**のための現場ニーズに応じた専門家派遣
  - ⑦ 温室効果ガスの削減・吸収に資する**自然系クレジットの普及・創出拡大**を推進

### <事業イメージ>



## <事業の流れ>



**【行動変容に向けた環境づくり】**

- ・CO2排出削減量など環境負荷の低減に向けた取組の「見える化」
- ・調達・生産・流通・販売の関係者のマッチング機会の提供
- ・農業生産のグリーン化に向けた技術体系の確立
- ・自然系クレジットの普及・創出拡大の推進

等

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

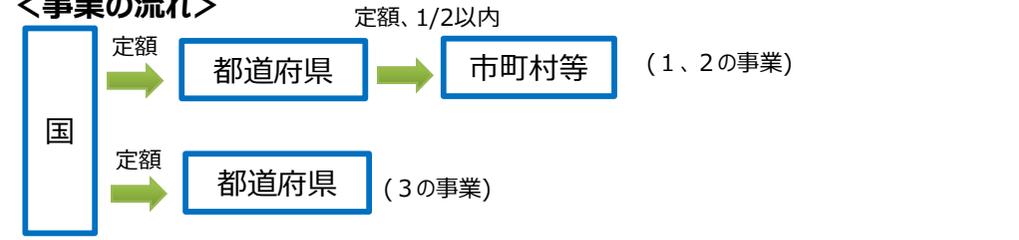
<対策のポイント>  
地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するとともに、都道府県の推進体制づくりを支援し、有機農業推進のモデル地区を創出します。

<事業の内容>

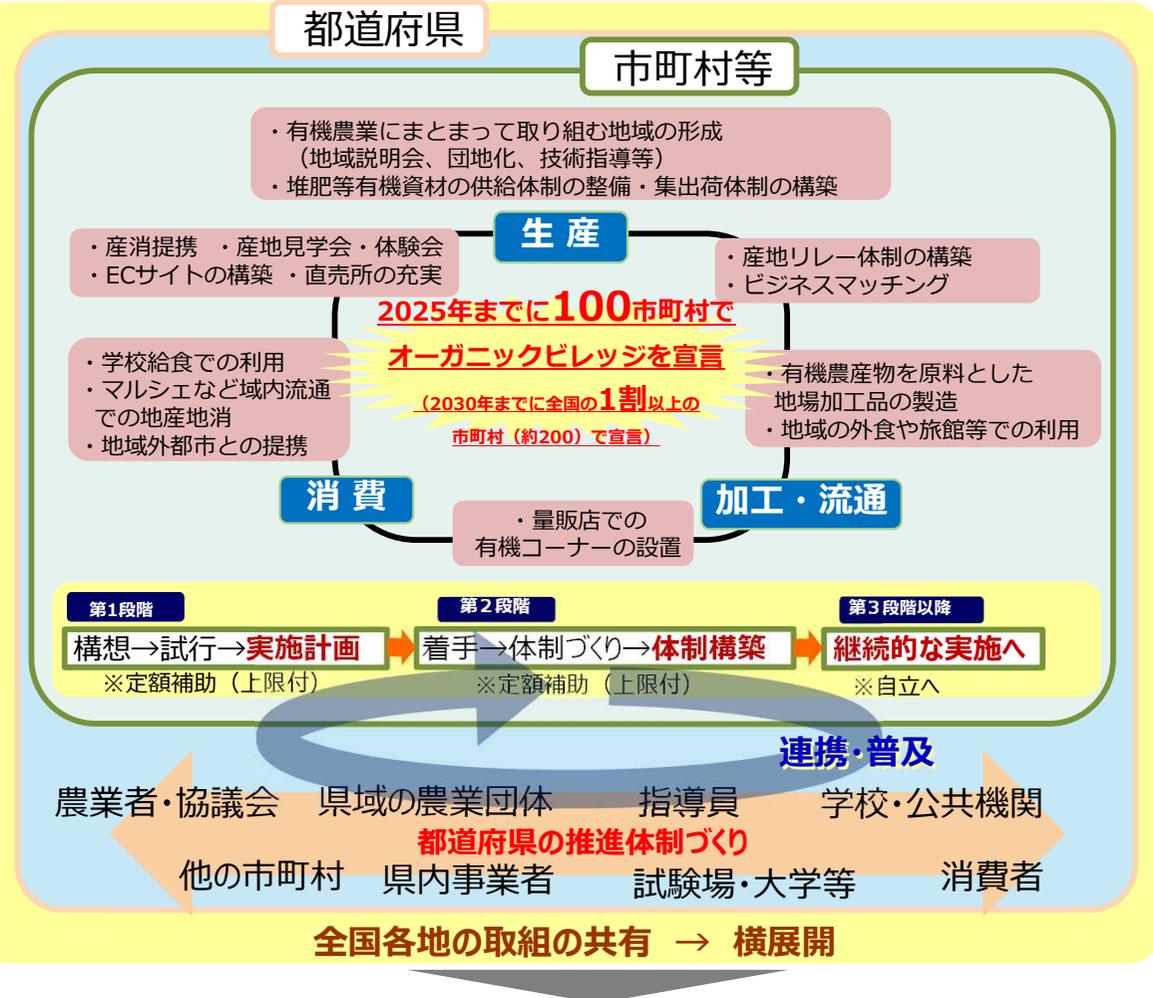
- 1.有機農業実施計画の策定**  
有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、  
① 構想聴取 ② 試行的な取組の実施 ③ 実施計画の取りまとめ等を支援します。
- 2. 推進体制の構築**  
実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、  
① 推進体制が整うまでの**暫定段階の取組**  
② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する**推進体制づくり**等を支援します。
- 3. 展開・普及の促進**  
**都道府県の推進体制を構築**するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

**（関連事業）先進事例の共有**  
全国各地の取組を共有し**横展開を促す会議等の開催**を支援。  
（有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）

※事業実施主体の市町村または、協議会の所在する市町村において、有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる予定である場合、採択に当たってポイントを加算します。



<事業イメージ>



**オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開**

＜対策のポイント＞

**有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進**するため、広域的に有機の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成、有機農業者グループ等による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

**1. 人材育成**

- ア 有機農業指導活動促進事業  
 有機農業の現地指導・研修を広域的に行う**団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援**します。
  - イ 有機農業新規参入者技術習得等支援事業  
 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、**有機JASに関する講習受講等を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援**します。
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち推進体制整備  
 有機農業や制度等について**農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）の育成・確保等を支援**します。

**2. 安定供給体制構築**

- 有機農産物安定供給体制構築事業  
 有機農産物の安定供給体制の構築に向け、**有機農業者グループでの技術の共有・習得、共同の販路確保に向けた取組等を支援するとともに、産地における販売戦略の助言、流通の効率化に向けた実証、自治体間や事業者との連携を促す取組を支援**します。

**3. 需要喚起、販路拡大**

- 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業  
 国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要の喚起にむけ、**国産有機農産物を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、消費者向けの情報発信や事業者の参入促進セミナーの開催等の取組を支援**します。

＜事業イメージ＞

**1. 人材育成**



**2. 安定供給体制構築**

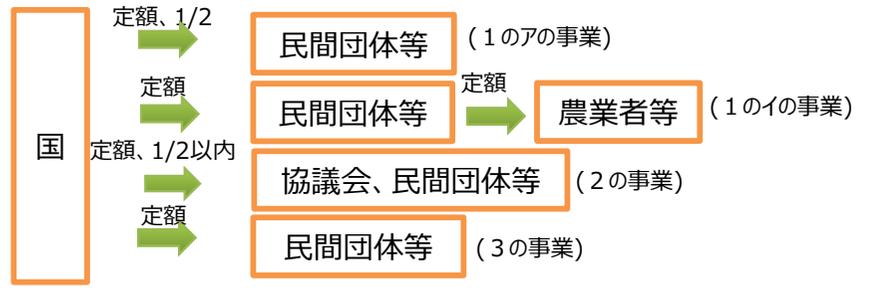


**3. 需要喚起、販路拡大**



※事業実施主体(協議会の構成員)がみどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、計画審査時にポイントを加算します。

＜事業の流れ＞



# 有機農業指導活動促進事業

## <対策のポイント>

**有機農業に取り組もうとする農業者への技術習得を促進**するため、広域的に有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対し行う現地指導を行う取組や、栽培・採種技術習得のための手引きの作成等の取組を支援します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 有機農業指導活動促進事業

都道府県域を越えて活動する有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が、**農業者に指導・助言を行う活動等を支援**します。

#### ① 有機農業の技術習得の促進

有機農業関係の現地指導を行う民間団体が、**農業者向け講習会の開催や農業者に現地指導を行う取組を支援**します。

#### ② 研修体制の強化

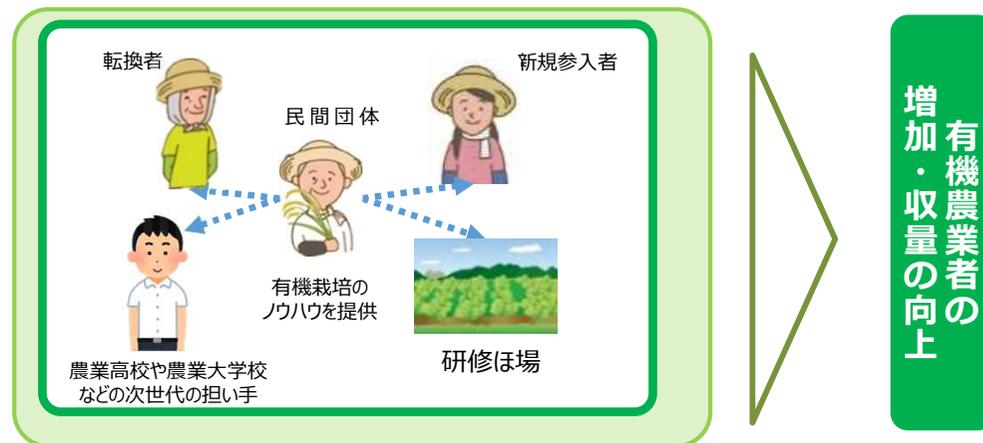
有機農業関係の研修を行う施設において、農業者に指導を行うために必要な**実証ほ、採種場の設置、研修カリキュラムの作成等を支援**します。

#### ③ 有機農業に関する教育の推進

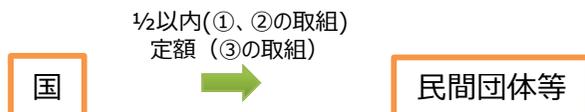
有機農業関係の**教育機関**における有機JAS認証の取得、**実証ほ場の設置、農業者の招へい、有機農業体験事業等の取組を支援**します。

### 現状の課題

- 農業者が有機農業を始める場合や、技術習得をする際に相談できる機関が在住都道府県にない、もしくは品目限定となっている地域が多い。
- 有機農業関係の教育が可能な施設は限られている。



## <事業の流れ>



# 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

## <対策のポイント>

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援します。**



## <事業の流れ>



# 有機農産物安定供給体制構築事業

## <対策のポイント>

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援するとともに、産地における販売戦略の助言等や雑草対策や流通の効率化などの技術課題の実証、産地や自治体間の連携を促す取組を支援し、有機農産物の安定供給体制の構築を推進します。

## <事業の内容>

### 1.オーガニック産地育成事業

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、

- ① 栽培や経営に関する**技術研修会の開催等**
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな**販路確保に向けた取組**
- ③ **生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援します。

### 2.全国推進事業

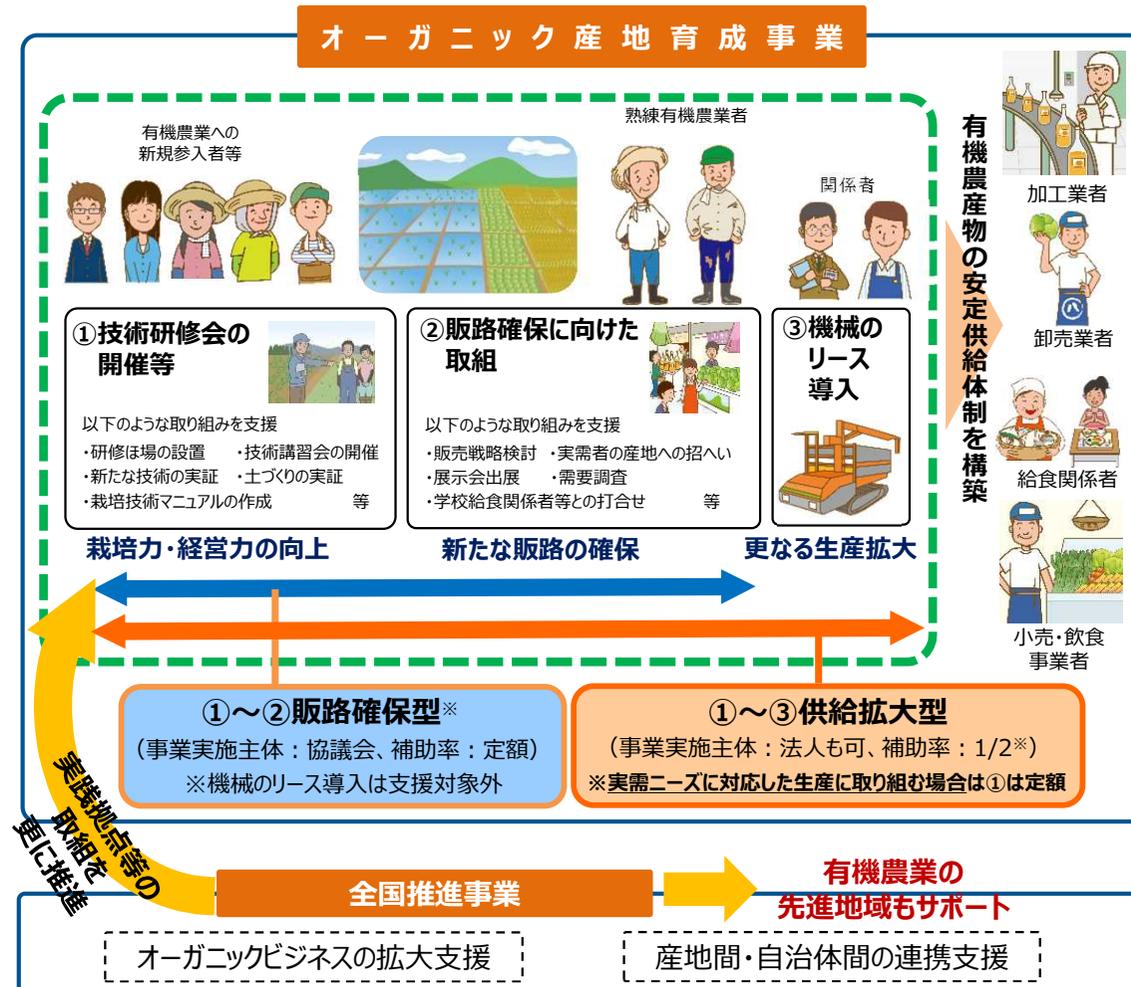
以下の取組を支援し、**有機農産物の安定供給体制の構築**を更に推進します。

- ① **オーガニックビジネス拡大支援事業**  
産地における**販売戦略の企画・提案・助言**を行うオーガニックプロデューサーの派遣等の取組を支援。
- ② **産地間・自治体間連携支援事業**  
**生産・出荷情報の共有**や**流通の効率化**などの技術課題への**対応実証**及び**産地や自治体間（モデル的先進地区を含む）の連携を促す取組**を支援。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



# 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

## <対策のポイント>

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起の取組を支援します。

## <事業の内容>

### 1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、事業者への啓発や展示会への出展等の取組を支援します。

### 2. 国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業

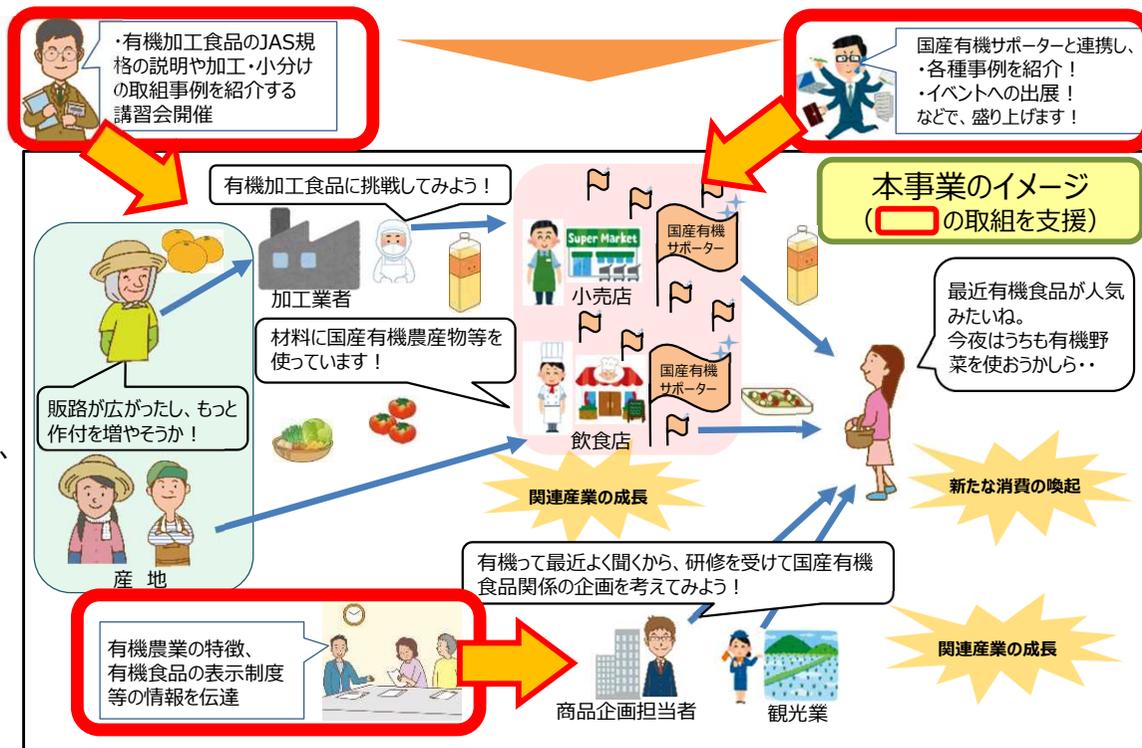
国産有機農産物の加工需要を拡げるため、有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例を紹介する講習会の開催等を支援します。

### 3. 実需者等理解増進活動支援事業

事業者からの情報発信を通じ有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や有機食品、表示制度等の研修等を行う取組を支援します。

## <事業イメージ>

- ・農産物の取引が特定の生産者と消費者の間だけで完結していると、新たな消費の開拓に繋がりにくい。
- ・有機農業に関わる多様な産業の成長に繋がりにくい。



## <事業の流れ>



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の取組喚起と理解増進
- ・消費者需要や加工需要の増大

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

## <事業の内容>

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

- ① 土壌診断に基づく施肥設計や有機質肥料の活用やドローンによる肥料のスポット散布、化学農薬のみに依存しない総合防除、生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び省力化に資する**先端技術等**について、産地に適した技術の**検証**
- ② ①と併せて行う、環境負荷低減に資する**スマート農業機械等の導入**
- ③ ①と併せて行う、消費地でのマルシェの開催や、都市住民・学童の農業体験を通じた交流など、環境に配慮し生産した農産物に対する消費者の理解の促進
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**
- ⑤ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合などの**関係者に広く情報発信**（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

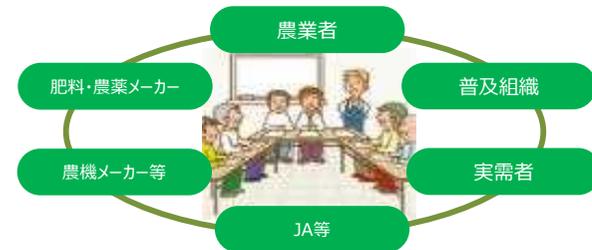
※事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間企業等）がみどりの食料システム法における環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けている場合に、事業実施計画に対する評価のポイントを加算。

## <事業の流れ>

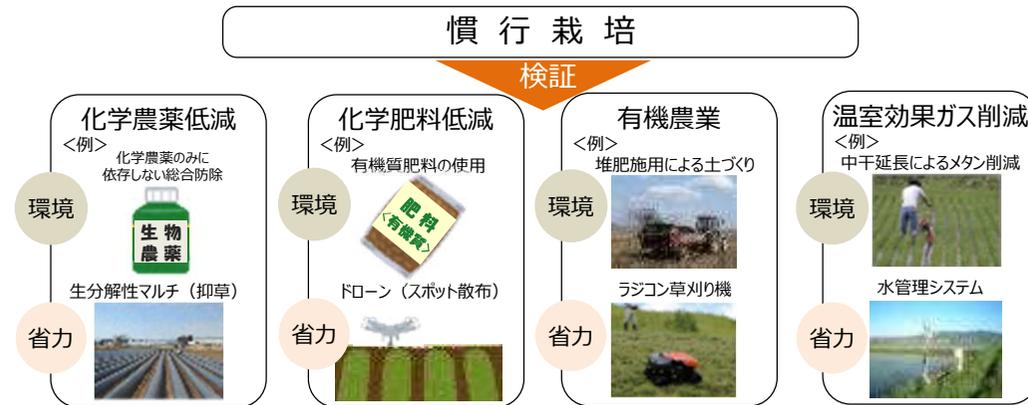


## <事業イメージ>

- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



# 環境保全型農業直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 2,831 (2,650) 百万円】

## <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

## <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

## <事業の内容>

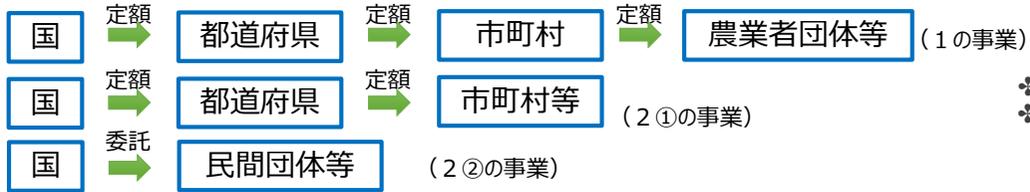
### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,718 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
  - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
  - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (113) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円
  - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
  - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

#### ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注2)</sup> に限り、2,000円を加算。	
有機農業 <sup>注1)</sup>	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種 <sup>注3)</sup>	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



有機農業



堆肥の施用



カバークロープ



長期中干し

注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。  
 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。  
 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

#### ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等） ※交付単価は、都道府県が設定します。

### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。  
 ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

**(参考) 令和4年度農林水産関係第2次補正予算の概要について  
(有機農業関連)**

# みどりの食料システム戦略緊急対策事業

【令和4年度補正予算額 3,000 百万円】

**<対策のポイント>**  
 みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を促進します。

**<政策目標>**  
 みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年度及び32年度まで]

## <事業の内容>

- 1. みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 2,840 百万円**  
 地域の特色ある農林水産業・資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出します。
- ① **グリーンな栽培体系への転換サポート**  
 土壌診断等による化学肥料の低減・スマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換、消費者理解の醸成等を支援します。
  - ② **有機農業産地づくり推進緊急対策事業**  
 有機農業の団地化や給食での利用等の取組や、都道府県の推進体制構築を支援します。
  - ③ **有機転換推進事業**  
 新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機農業の生産を開始するために必要な経費を支援します。
  - ④ **SDGs対応型施設園芸確立**  
 環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸のモデル産地育成を支援します。
  - ⑤ **バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策**  
 エネルギー地産地消に向けたバイオマスプラント等の導入やバイオ液肥の利用拡大、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う良質な堆肥生産施設の整備等を支援します。
- 2. みどりの食料システム戦略環境構築推進事業 160 百万円**
- ① **有機農業推進総合対策緊急事業**  
 有機農産物の販路拡大・新規需要開拓や協議会を設置して行う試行的取組を支援します。
  - ② **穀物グリーン化転換推進事業**  
 穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組を支援します。
  - ③ **生分解性マルチ導入促進事業**  
 海外依存原材料の国産化検討や国内生産マルチの低コスト化に向けた検証等を支援します。

### <事業の流れ>



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。  
 ※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

## <事業イメージ>



# 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

### <対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりとともに、都道府県の推進体制の構築を支援します。

### <事業目標>

- 有機農業の面積（63,000ha [令和12年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 有機農業実施計画の策定

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ取組を推進するため、

- ① 構想聴取 ② 試行的な取組の実施 ③ 実施計画の取りまとめ等を支援します。

#### 2. 推進体制の構築

有機農業実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、

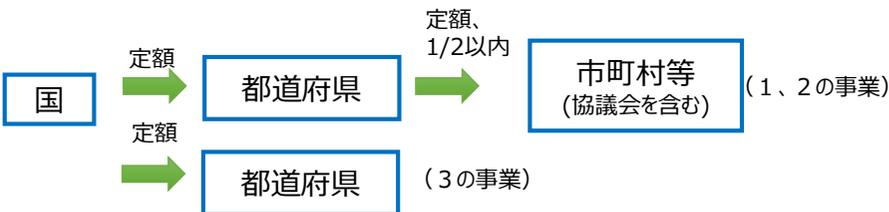
- ① 推進体制が整うまでの暫定段階の取組
- ② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援します。

#### 3. 展開・普及の促進

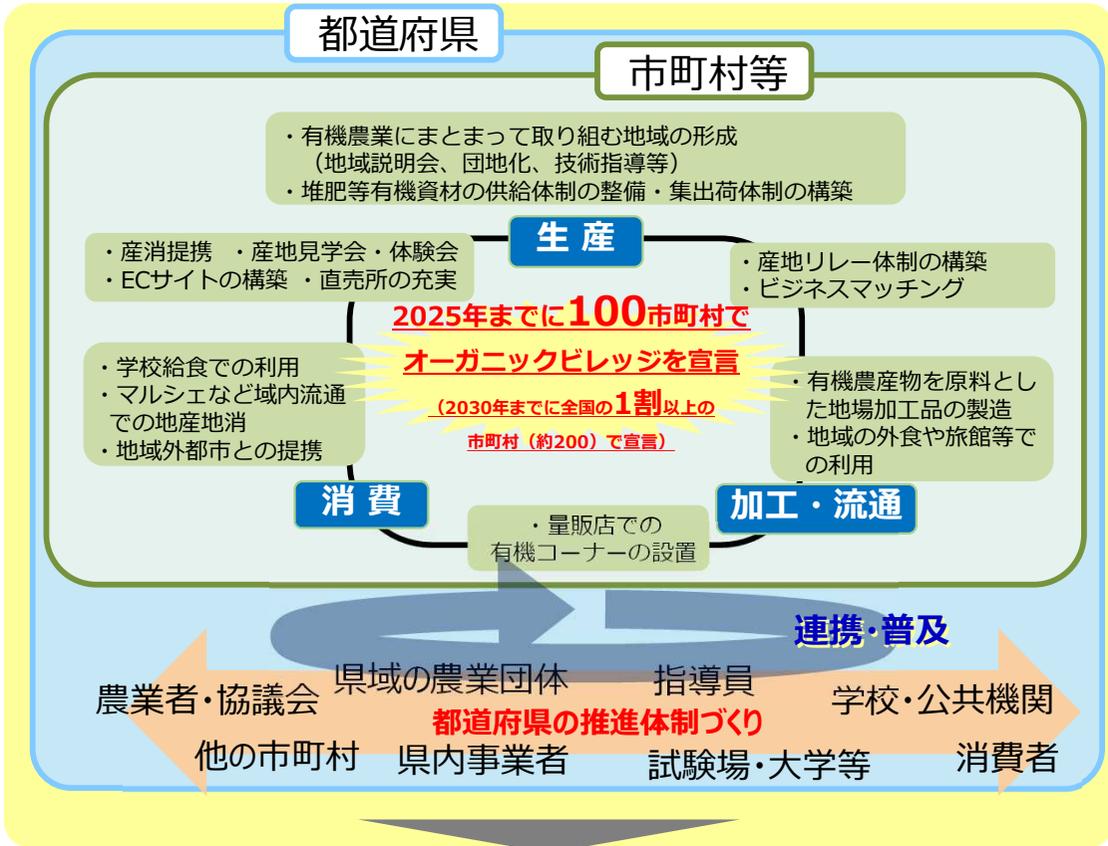
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や市町村が設置する協議会の構成員（農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者  
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者  
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- ② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 2万円/10a以内  
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員(協議会の農業者、民間団体等)が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業イメージ>



慣行から有機農業への転換

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

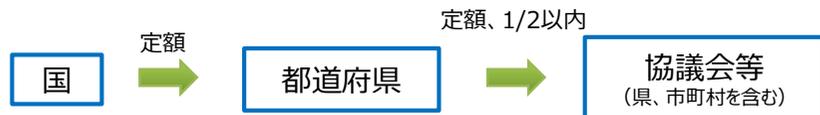
＜事業の内容＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検証を支援**します。

- ① 土壌診断に基づく施肥設計や有機質肥料の活用やドローンによる肥料のスポット散布、化学農薬のみに依存しない総合防除、生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び**省力化に資する先端技術等**について、産地に適した技術の**検証**をします。
- ② ①と併せて行う、環境負荷軽減に資する**スマート農業機械等の導入**をします。
- ③ ①と併せて行う、消費者向けの情報発信、産地での農業体験など、環境に配慮し生産した農産物に対する消費者の理解の促進をします。
- ④ **グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**をします。
- ⑤ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合などの**関係者に広く情報発信**します。（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

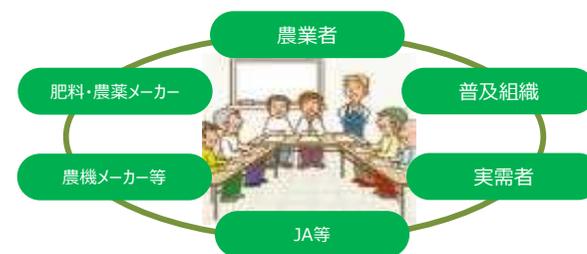
※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

＜事業の流れ＞

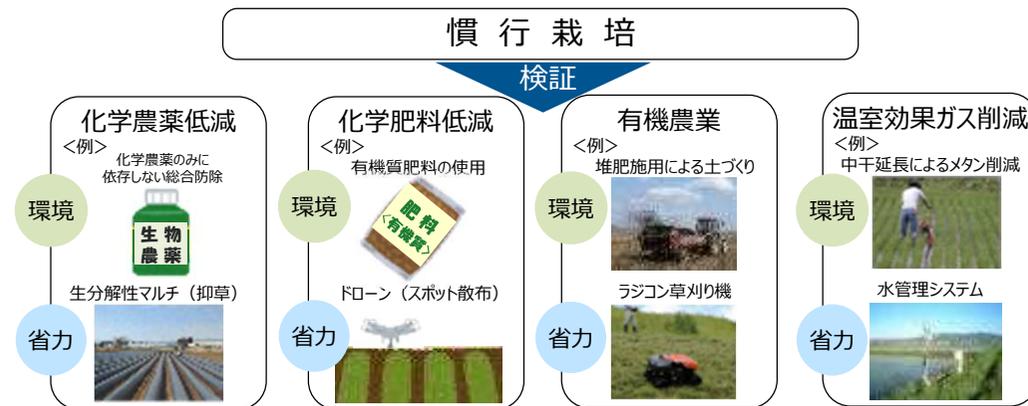


＜事業イメージ＞

- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略に基づき、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓を促進します。

## <事業目標>

有機農業の耕地面積6.3万ha [令和12年度まで]

## <事業の内容>

### 1. 有機農産物の取扱い促進事業

有機農産物の試行的な取扱いを支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進します。

#### ① 有機農産物の販路拡大推進

有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費や、協議会により新たな市場（公的機関の給食、食堂等を含む）への有機農産物の試験的な導入を行う取組を支援します。

#### ② 推進活動費

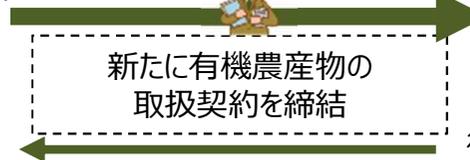
有機農業の環境保全効果の消費者への訴求、及び、有機農業に取り組む生産者と新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進します。

※ 事業実施主体が環境負荷低減事業活動実施計画または基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

## <事業イメージ>

### ① 有機農産物の販路拡大推進

・新規取扱い支援



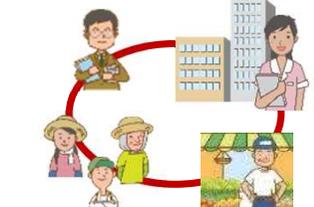
従来品の取扱い経費分

従来品比の掛かり増し経費分を補助（上限付）

・新規取扱い支援（協議会による新たな市場への有機農産物の試験的な導入）

新たな市場（公的機関の給食、食堂を含む）への試験的な導入のため、実需者やコーディネーター等の関係者で構成される協議会による

- ・検討会の開催
- ・需要調査
- ・有機農産物の試行的導入の掛かり増し経費



関係者による協議会で新たな市場を開拓

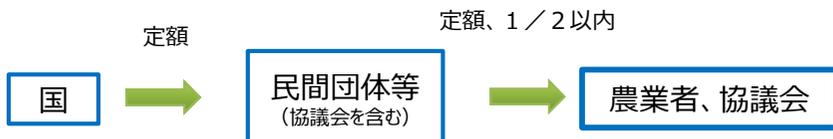
経費の補助（上限付）

### ② 活動推進

有機農業の環境保全効果の消費者への訴求  
（消費者セミナーの開催、広報素材の作成・提供・周知等）

新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進（事業者向けの商談会の開催）

## <事業の流れ>



・環境保全効果を有する有機農業で生産された農産物の需要を喚起  
・事業者には有機農産物の取扱いを促し、有機農産物の多様な販路を新たに確保

# みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち 生分解性マルチ導入促進事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

## <対策のポイント>

グリーンな栽培体系の転換に向けたバイオマス由来を含む**生分解性マルチ導入の全国展開を加速化**するため、国産バイオマス等を原料とした生分解性マルチの実用化に向けた検討とともに、**製造・流通の課題解決、生分解性マルチの導入促進を行う取組を支援**します。

## <政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）を50%低減 [令和32年度まで]
- 農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現 [令和32年度まで]

## <事業の内容>

### 1. 生分解性マルチ導入促進事業

グリーンな栽培体系の転換に向けたバイオマス由来を含む生分解性マルチ導入の全国展開を加速化するため、以下の取組を支援します。

- ① 国産原料による生分解性マルチ実用化検討  
生分解性マルチについて、国内で再生産可能なバイオマス由来原料の利用を促進するため、**マルチ製造メーカーと素材開発メーカー等によるプラットフォームを立ち上げ**、新たに輸入原料に頼らない**国産バイオマス等を原料とした生分解性マルチの実用化に向けた検討**の取組を支援します。
- ② 生分解性マルチ製造・流通の課題解決  
生分解性マルチの受注生産による**製造リスク対応・ロス削減のための対策に関する検証**等の取組を支援します。
- ③ 生分解性マルチの導入促進  
生分解性マルチ導入による省力化・温室効果ガス削減効果や生分解性マルチ適応栽培体系等の情報発信等の取組を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体（民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 生分解性マルチの導入促進



# 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業等

【令和4年度補正予算額 53百万円】

### <対策のポイント>

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう**有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施、輸出拡大に向けた食品安全等への対応等**を支援します。

### <事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

### <事業の内容>

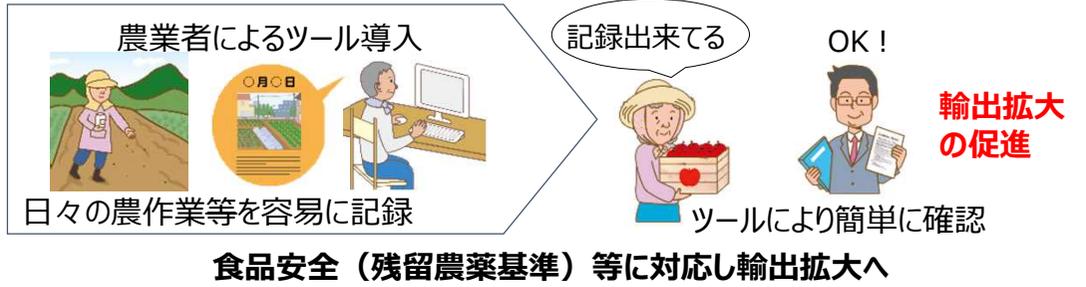
- 1. 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業 19百万円**  
有機農畜産物・加工品等の農産物の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証、GAP等認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、MPS等）の取得等**を支援します。
- 2. GAPの取組を通じた生産工程管理ツールの活用支援事業 34百万円**  
輸出先国により異なる輸入条件等に対応するため、**農業者等によるGAPの取組を通じた生産工程管理ツールの導入等**を支援します。

### <事業イメージ>

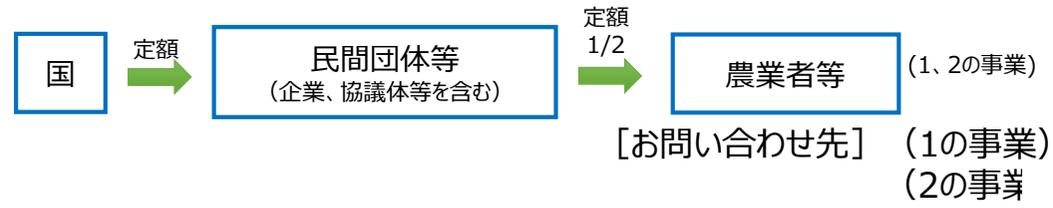
#### 1. 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業



#### 2. GAPの取組を通じた生産工程管理ツールの活用支援事業



### <事業の流れ>



農産局農業環境対策課有機農業推進班 (03-6744-2114)  
 農産局農業環境対策課GAP推進グループ (03-6744-7188)



## 本戦略の制度概要

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/saisaku/midori/>



🔍 「みどりの食料システム戦略」で検索

## 本戦略のPR動画

<https://www.youtube.com/watch?v=aMJmHVyGmyY>



※動画は3分ほどの長さです

🔍 「みどりの食料システム戦略 PR動画」で検索

## 本戦略の事業

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/saisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>



🔍 「みどりの食料システム戦略 令和3年度補正予算・令和4年度当初予算案の概要」で検索

## 本戦略の栽培技術相談窓口 (東北農政局)

<https://www.contact.us.maff.go.jp/j/tohoku/form/kankyo/saibaigijyutu.html>



＼ 皆様からのご相談にワンストップでおこたえします ／

～ご静聴ありがとうございました～